

串間市子どもの未来応援計画

すべての子どもたちが夢と希望を持って
成長していける社会の実現を目指して

平成30年 3月
宮崎県 串間市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間	5
第2章 子どもを取り巻く市の現状と課題	7
1. 統計データでみる子どもの状況	8
2. アンケート調査結果からみえる子どもの状況	13
3. 支援者ヒアリング調査結果	41
4. 現状から見える本市に必要とされる取組	45
第3章 計画の基本的な考え方	47
1. 基本理念	48
2. 基本方針	49
3. 施策の体系	50
第4章 施策の展開	51
基本方針1 教育の支援	52
基本方針2 生活・就労の支援	54
基本方針3 経済的支援	57
基本方針4 連携体制等の構築	58
第5章 計画の成果指標	63
1. 子どもの貧困に関する指標・目標	64
第6章 計画の推進に向けて	65
1. 計画内容の周知	66
2. 地域の連携による計画の推進	66
3. 計画の進捗管理	66
資料編	67
1. 串間市子どもの未来応援会議設置要綱	68
2. 串間市子どもの未来応援会議委員名簿	70
3. 計画策定の体制	71

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査^{*1}」によると、等価可処分所得^{*2}の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（122万円）に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。

国では、平成25年6月に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年1月に施行されました。

また、平成26年8月に子どもの貧困対策に関する基本的な方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。また、宮崎県においても、平成28年3月に「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、計画に基づき取組を進めています。

本市では、これまで、第3子以降出生祝金の支給や第3子以降の保育料の無償化、中学校卒業までの子どもの医療費の保険適用分にかかる自己負担分の全額助成などの「経済的支援」のほかに、「保護者の就労支援」を目的としたハローワークの職員による相談会の実施など、国・県とも連携を図りながら支援施策を行ってきたところです。

しかしながら、全国的にも子どもの貧困対策の機運が高まっており、本市としても子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、「串間市子どもの未来応援計画」を策定しました。

■ 「貧困」について

本計画においては、その日食べるものにも困り、衣服や住居も満足なものではない「絶対的貧困^{*3}」のほか、その人が住んでいる社会、時代において、通常行われる習慣や行為が経済的な理由から行えない「相対的貧困^{*4}」という経済的な視点だけでなく、子どもの生活上の困りごとにも広く貧困ととらえ、本市のすべての子どもたちの健やかな育ちを支援することを目的としています。

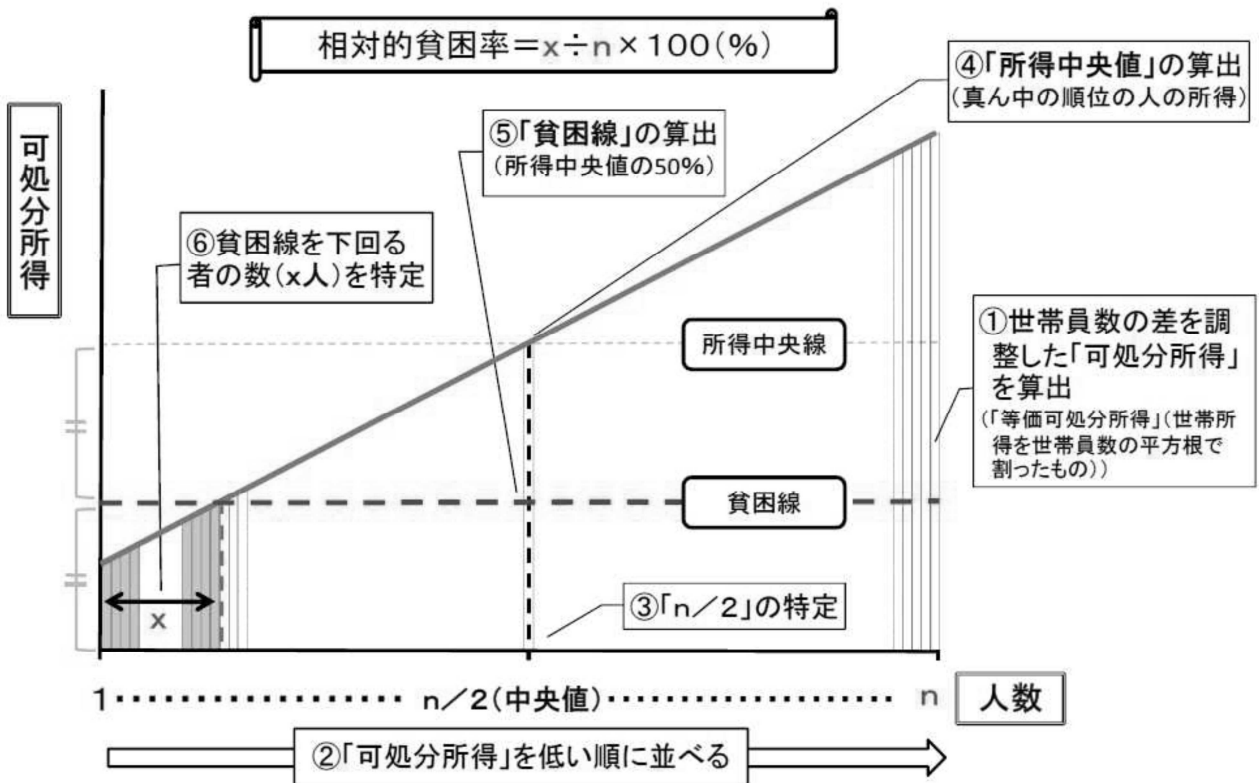
-
- * 1 国民生活基礎調査：厚生労働省が政策の基礎資料とするため、保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的事項について行う調査。
 - * 2 等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた手取り収入）を世帯全員の平方根で割って調整した所得のこと。
 - * 3 絶対的貧困：人々が生活するために必要な食料や医療などが欠けており、必要最低限の生活水準が満たされていない状態。
 - * 4 相対的貧困：一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ておらず、ある社会で一般的と考えられているレベルの生活ができない状態にあること。

■相対的貧困率について

厚生労働省は相対的貧困率の算出方法について公表しており、それは以下のような方法となります。

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づきます。

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。



■ 貧困率の年次推移について

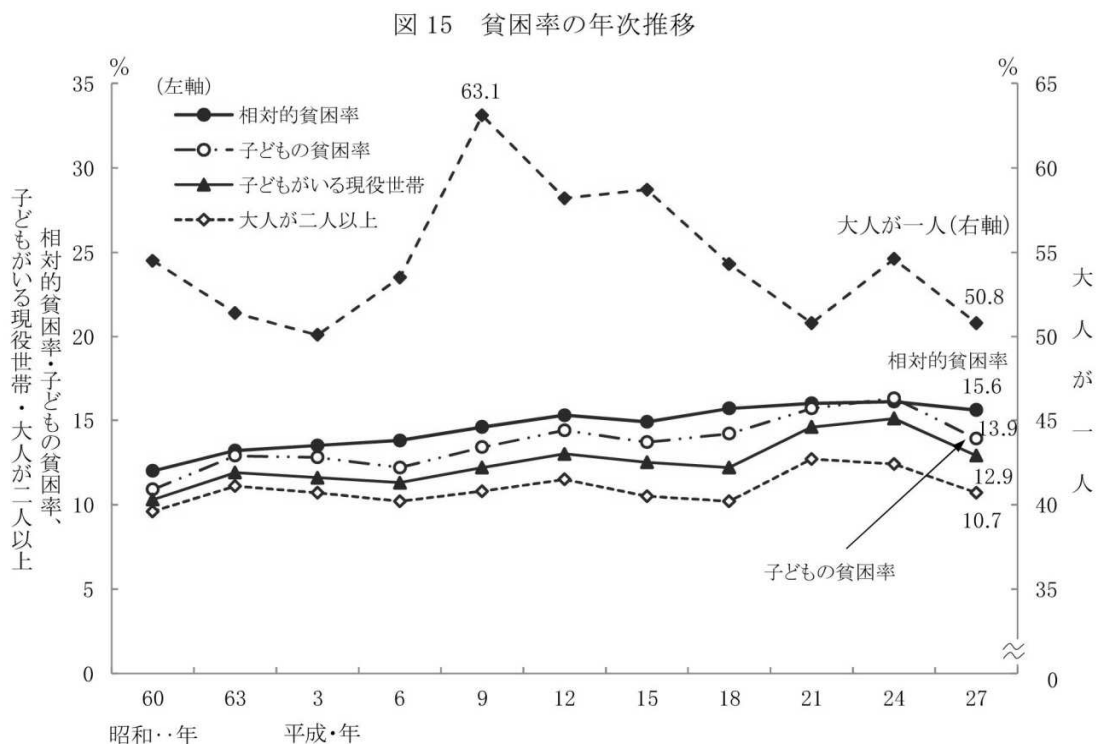
平成28年国民生活基礎調査結果によると、平成27年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分、熊本県を除く。）は122万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合、熊本県を除く。）は15.6%（対24年△0.5ポイント）となっています。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.9%（対24年△2.4ポイント）となっています。

「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、12.9%（対24年△2.2ポイント）となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では50.8%（対24年△3.8ポイント）、「大人が二人以上」の世帯員では10.7%（対24年△1.7ポイント）となっています。

○ 貧困率の年次推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
	（単位：％）										
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
	（単位：万円）										
中央値（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。



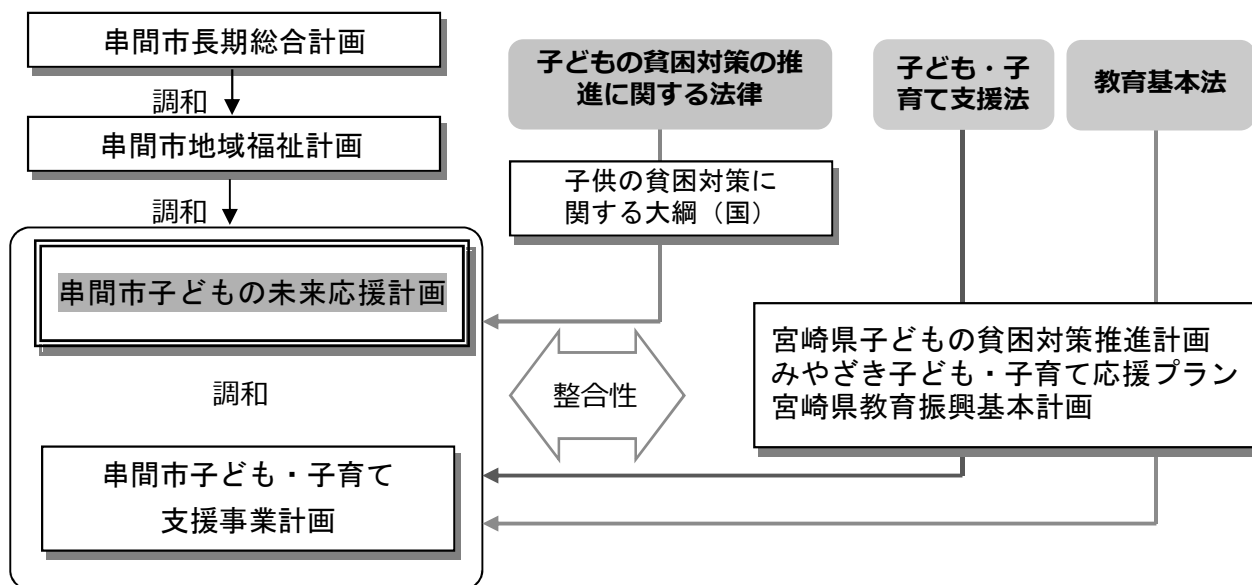
資料：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査結果の概要」

2. 計画の位置づけ

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定に基づき、本市の状況に応じた子どもの貧困対策の取組に関する計画とします。

また、宮崎県が策定する「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」等と整合性を図るとともに、「串間市長期総合計画」及び「串間市子ども・子育て支援事業計画」など関連分野の各計画との連携・調和を図っていきます。

◆上位・関連計画、根拠法



3. 計画の期間

「子供の貧困対策に関する大綱」は、社会経済情勢の変化、子どもの貧困に関する状況の変化、大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、概ね5年ごとを目途に見直しを検討するとされていることから、本計画の期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度の5年間とします。

なお、法・大綱の見直しの動向を踏まえるとともに、各施策の実施状況及び成果を見極めた上で、必要に応じて計画を見直します。

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)	平成 34 年度 (2022)	平成 35 年度 (2023)
串間市子どもの未来応援計画				→					
串間市子ども・子育て支援事業計画				→					
宮崎県子どもの貧困対策推進計画		→							

<参考>

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 26 年 1 月施行）

【目的】

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

【基本理念】

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

【地方公共団体の責務】

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月閣議決定）

【基本的な方針】

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後 5 年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

第2章 子どもを取り巻く市の現状と課題

第2章 子どもを取り巻く市の現状と課題

1. 統計データでみる子どもの状況

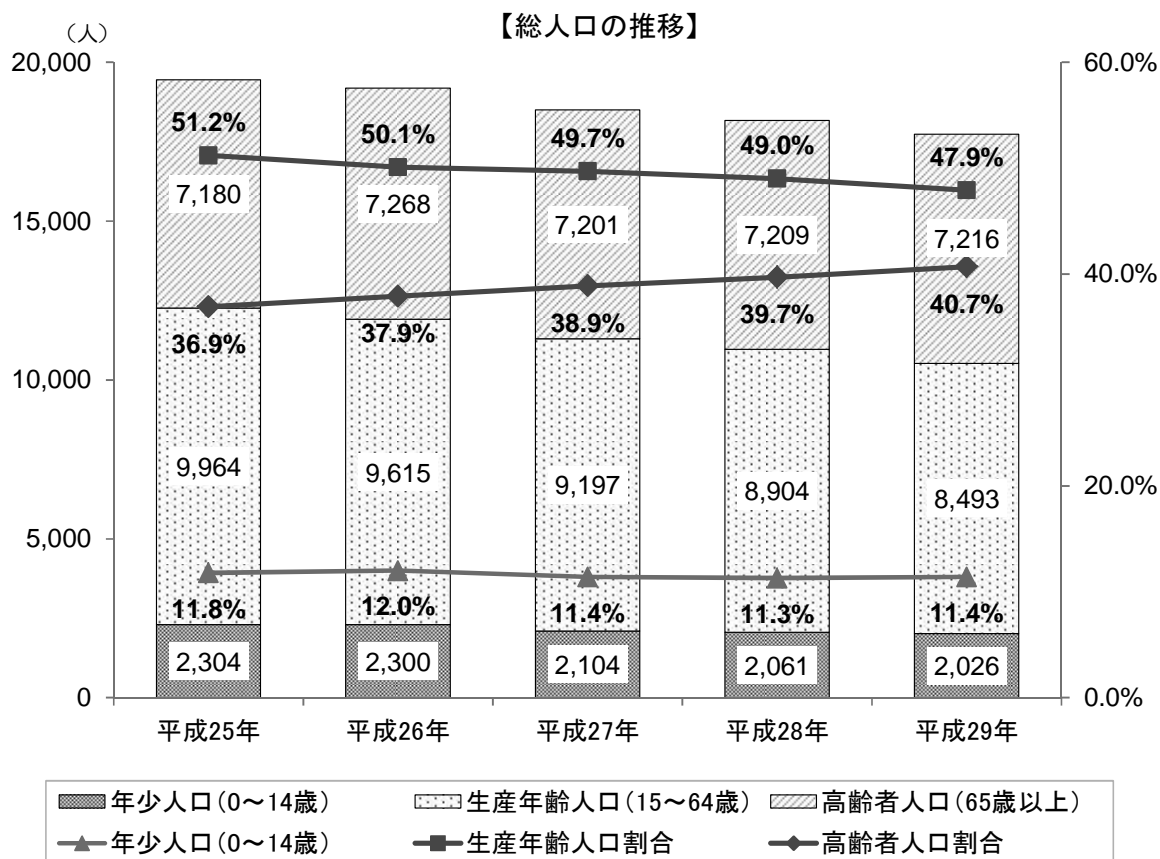
(1) 人口構成の推移

本市の総人口は、減少が続いており、平成29年には18,012人となっています。年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口は緩やかに増加している一方、0～14歳の人口は減少の一途をたどっており、4年間で278人減少し、2,026人となっています。

■年齢3区分別人口の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	19,497人	19,232人	18,779人	18,451人	18,012人
年少人口 (0～14歳)	2,304人 11.8%	2,300人 12.0%	2,104人 11.4%	2,061人 11.3%	2,026人 11.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	9,964人 51.2%	9,615人 50.1%	9,197人 49.7%	8,904人 49.0%	8,493人 47.9%
高齢者人口 (65歳以上)	7,180人 36.9%	7,268人 37.9%	7,201人 38.9%	7,209人 39.7%	7,216人 40.7%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



(2) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、「夫婦のみの世帯」はほぼ横ばいで推移しており、「夫婦と子どもからなる世帯」「その他の親族のみの世帯」は減少傾向、「単独世帯」「母子または父子家庭」は増加傾向にあります。

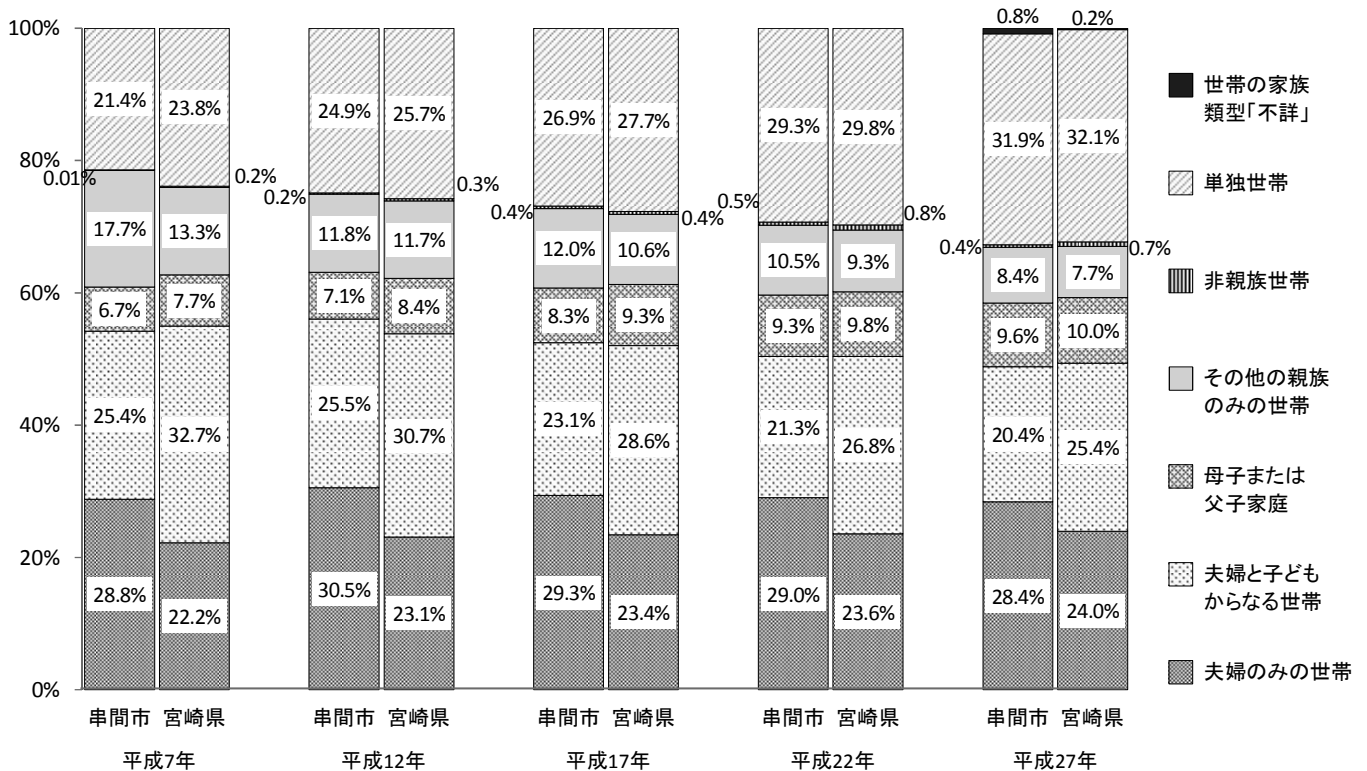
■ 世帯構成の推移

(単位：人)

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	串間市	宮崎県	串間市	宮崎県	串間市	宮崎県	串間市	宮崎県	串間市	宮崎県
総数	8,758	420,260	9,008	437,493	8,685	449,269	8,400	459,177	7,922	461,389
夫婦のみの世帯	2,522	93,500	2,751	100,975	2,549	105,347	2,438	108,166	2,250	110,509
夫婦と子どもからなる世帯	2,222	137,574	2,297	134,354	2,005	128,338	1,790	123,079	1,620	117,115
母子または父子家庭	589	32,384	638	36,723	719	41,604	782	44,932	762	46,002
その他の親族のみの世帯	1,547	55,721	1,060	51,298	1,045	47,544	882	42,766	667	35,457
非親族世帯	1	859	19	1,520	32	1,967	43	3,490	30	3,293
単独世帯	1,877	100,222	2,243	112,623	2,335	124,469	2,458	136,615	2,526	148,185
世帯の家族類型「不詳」	-	-	-	-	-	-	-	-	67	828

資料：国勢調査

【世帯構成の推移】



(3) 生活保護受給者の推移

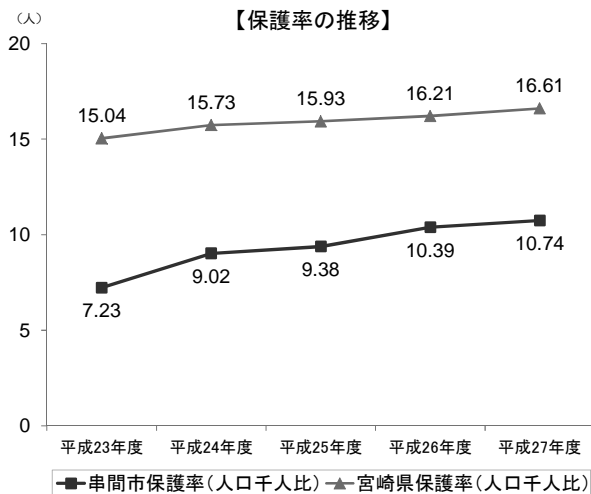
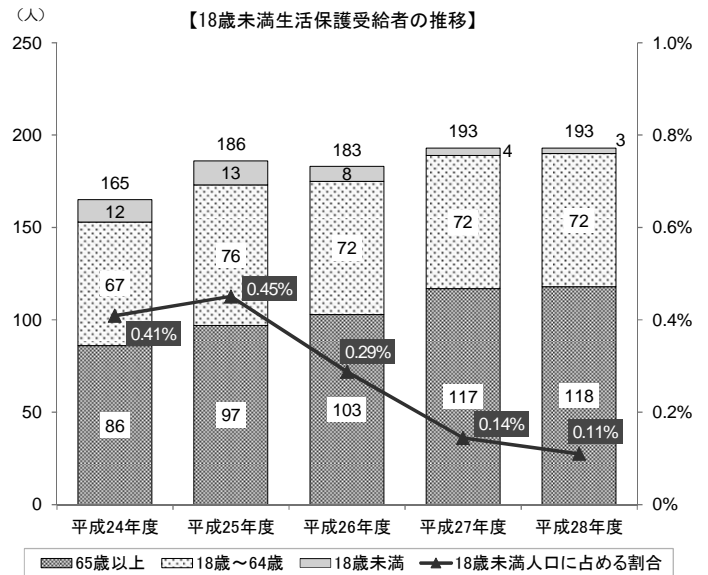
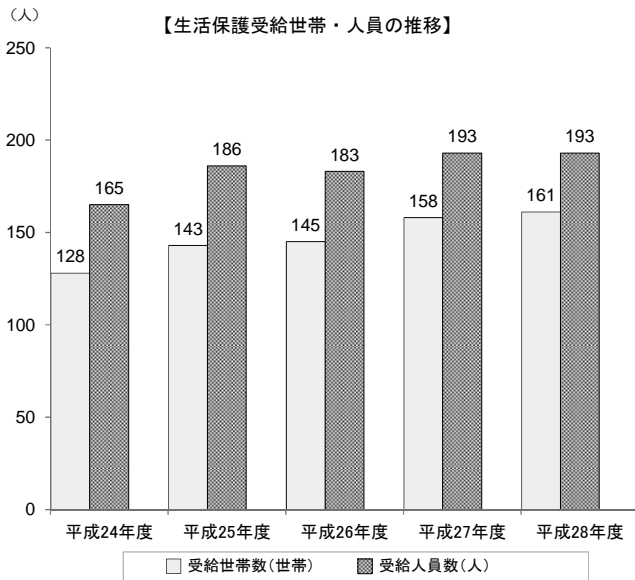
生活保護*1世帯の状況を見ると、平成28年には総数が161世帯、193人となっています。18歳未満の生活保護受給者は3人となっています。

また、人口千人比の保護率について、宮崎県と比較すると例年低い数値で推移していますが、上昇傾向にあり、平成27年には10.74人となっています。(保護率については宮崎県統計年鑑の数値にて比較)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
受給世帯数(世帯)		128	143	145	158	161
人員数 受給	18歳未満(人)	12	13	8	4	3
	18歳~64歳(人)	67	76	72	72	72
	65歳以上(人)	86	97	103	117	118
	総数	165	186	183	193	193
18歳未満人口(人)		2,935	2,885	2,786	2,775	2,731
18歳未満人口に占める割合(%)		0.41	0.45	0.29	0.14	0.11

※受給世帯数・人員数については毎年度4月時点の数値、18歳未満人口は毎年度4月1日の住民基本台帳上の数値とする。

資料：串間市福祉事務所



	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
串間市保護率(人口千人比)	7.23	9.02	9.38	10.39	10.74
宮崎県保護率(人口千人比)	15.04	15.73	15.93	16.21	16.61

資料：宮崎県統計年鑑

*1 生活保護：生活に困窮する国民に対して困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助けるための制度。

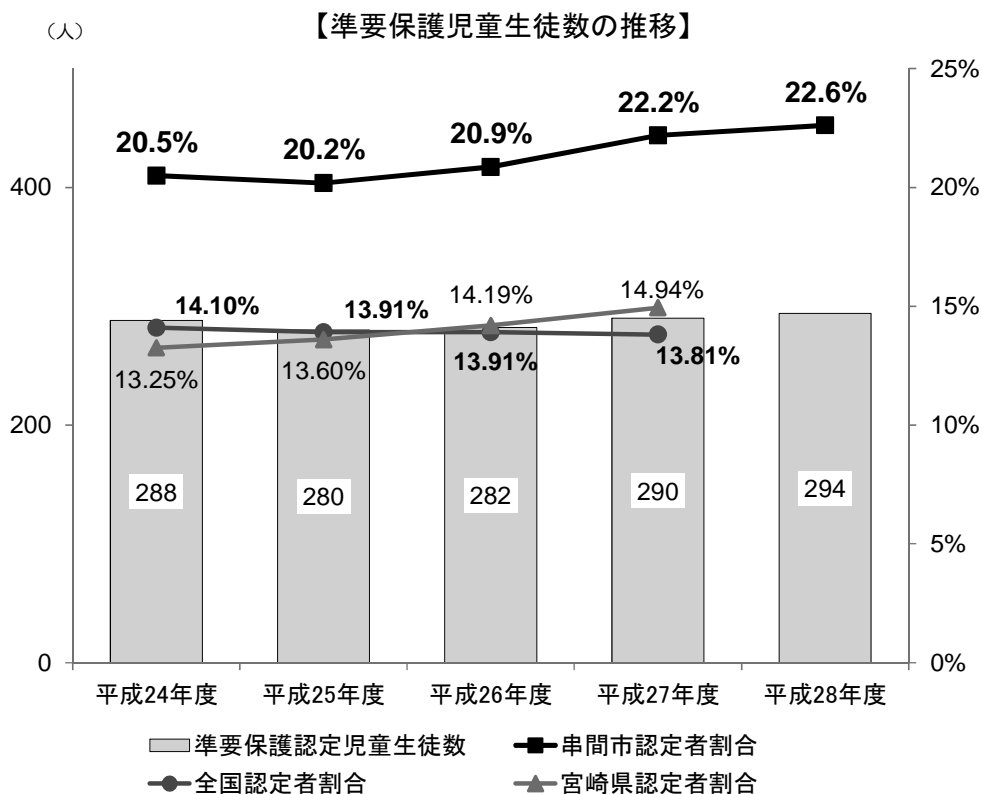
(4) 準要保護児童生徒数

就学援助*¹の認定者割合は、年々増加の傾向にあり、平成24年度から平成28年度の比較で2.1%増加しています。また、認定者割合を宮崎県、全国と比較すると、いずれの年度も本市が高い数値となっています。

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
児童生徒総数(人)	1,405	1,387	1,352	1,307	1,300
準要保護認定児童生徒* ² 数(人)	288	280	282	290	294
串間市準要保護認定者割合(%)	20.5	20.2	20.9	22.2	22.6
全国準要保護認定者割合(%)	14.10	13.91	13.91	13.81	-
宮崎県準要保護認定者割合(%)	13.25	13.60	14.19	14.94	-

※準要保護認定児童生徒数は年間変動があるため初期認定時(5月~6月)の数値とする。

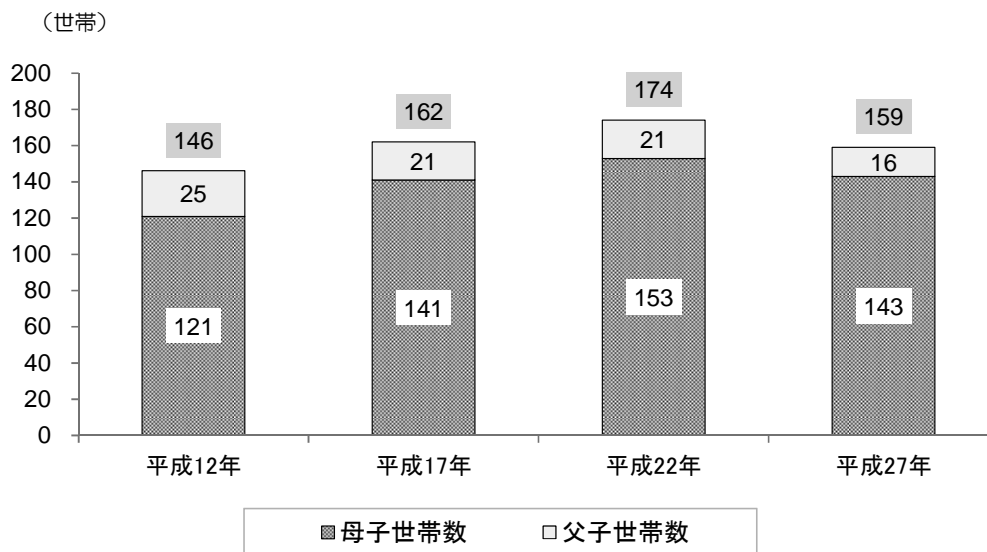
資料：串間市福祉事務所
串間市学校政策課



- * 1 就学援助：学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品費・修学旅行費などを援助する制度。生活保護家庭のほか、市町村が独自に基準を設けて援助している。
- * 2 準要保護認定児童生徒：保護者が生活保護を受けている、または保護を受けていないが保護を必要とする状態にある児童・生徒のことを要保護認定児童生徒といい、準要保護認定児童生徒は、保護者が要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している児童・生徒のことをいう。

(5) ひとり親世帯の推移

平成27年のひとり親世帯数は159世帯（うち母子世帯 143世帯、父子世帯 16世帯）となっており、平成22年と比較して15世帯の減少となっています。

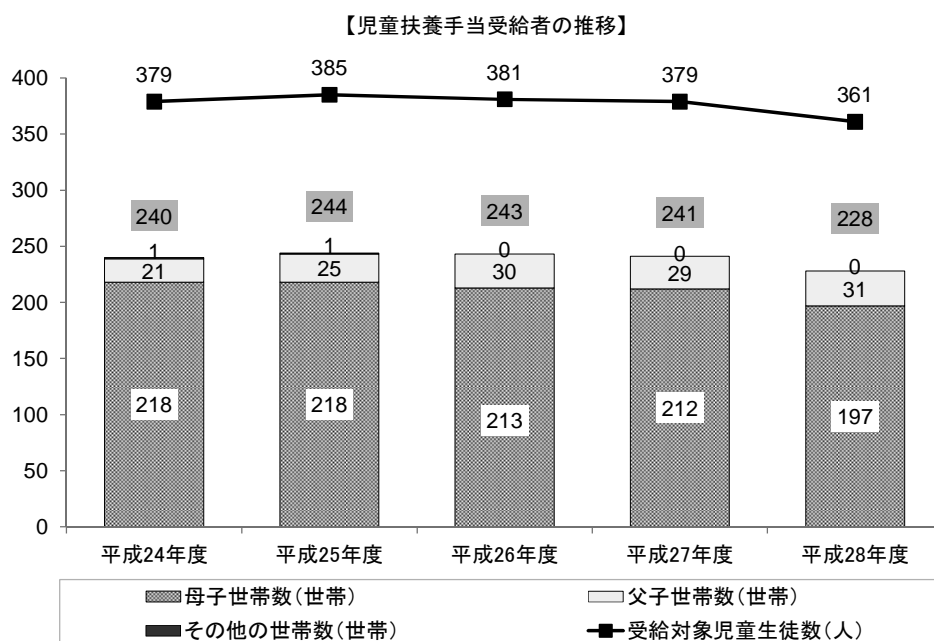


※母子世帯は、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいい、父子世帯は、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

資料：国勢調査

(6) 児童扶養手当受給者の推移

児童扶養手当^{*1}の受給世帯数は、平成27年度まではおおむね横ばいで推移していましたが、平成28年度においては、228世帯となりわずかに減少しています。



※毎月変動があるため、毎年度4月時点の数値とする。

資料：串間市福祉事務所

* 1 児童扶養手当：父母の離婚などにより父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の児童のために、地方自治体から支給される手当。

2. アンケート調査結果からみえる子どもの状況

(1) 調査目的

串間市子どもの未来応援計画の策定にあたり、本市の子どもの貧困対策に係る教育・福祉施策の方向性を検討するため、子どもの置かれている環境、子育て世帯の経済状況、実際の生活上の体験や困りごとなど、子どもへの影響、支援ニーズ等について調査・分析を行い、計画策定の基礎資料とすることを目的としました。

(2) 調査方法及び回収結果

調査対象	①市内の小学6年生・中学3年生・高校2年生とその保護者全員 ②未就学児の保護者
調査方法	①学校を通じた直接配布・回収 ②郵送による配布・回収
調査期間	①平成29年10月17日～平成29年10月26日 ②平成29年10月17日～平成29年11月 2日
回収結果	①配布数 333 回収数 277 (有効回収率 83.2%) ②配布数 500 回収数 188 (有効回収率 37.6%)

(3) 集計値や図表の表記について

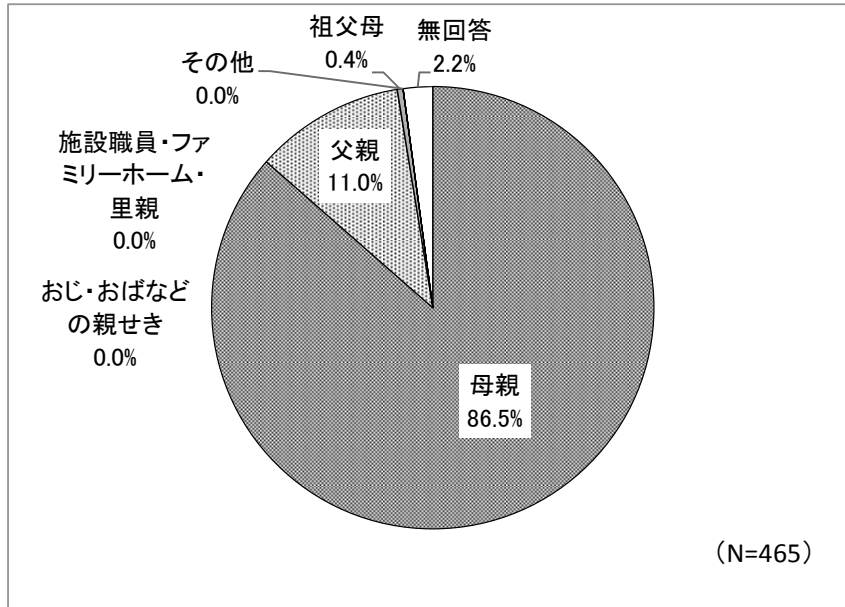
- ・集計した数値(%)は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、数値(%)の合計が100%にならないことがあります。
- ・2つ以上の回答を要する(複数回答)を要する設問の場合、回答者数を分母として計算しているため、原則として数値(%)の合計が100%を超えます。

(4) 調査結果の総括

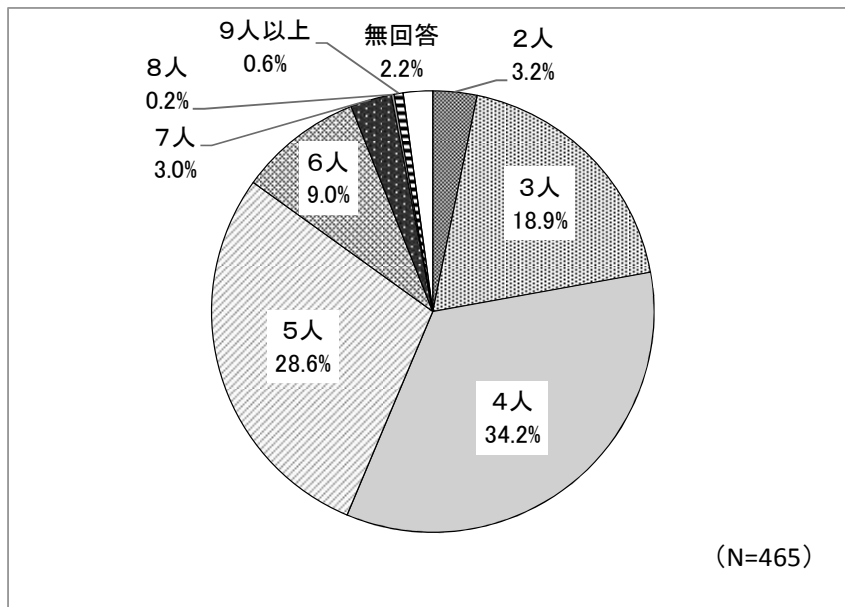
① アンケートの回答者について

- ・回答者は「母親」が86.5%、父親が11.0%となっています。
- ・世帯員数は、「4人」が34.2%と最も多く、次いで「5人」が28.6%、「3人」が18.9%となっています。

■回答者（保護者）



■世帯員数



② 「経済的に困窮していると思われる世帯」の設定

実態調査における世帯の所得額については、回答者の負担や回答率への影響を考慮し、所得額等について50万円未満、50万～100万円未満、100万～150万円未満など数値に幅を持たせた選択肢で把握することとしたため、本市における経済的に困窮していると思われる世帯収入についても同様の範囲で設定しました。

＜本市における経済的に困窮していると思われる世帯収入の設定＞

世帯人員数	国の貧困ライン	経済的に困窮していると思われる世帯収入
2人	173万円	150万円未満
3人	211万円	200万円未満
4人	244万円	200万円未満
5人	273万円	250万円未満
6人	299万円	250万円未満
7人以上	323万円	300万円未満

＜所得階層別にみる経済的に困窮していると思われる世帯の分布図＞

世帯人員数	世帯収入												
	150万円未満	150万円以上200万円未満	200万円以上250万円未満	250万円以上300万円未満	300万円以上350万円未満	350万円以上400万円未満	400万円以上500万円未満	500万円以上600万円未満	600万円以上700万円未満	700万円以上800万円未満	800万円以上900万円未満	900万円以上1,000万円未満	1,000万円以上
2人													
3人													
4人													
5人	経済的に困窮していると思われる世帯								それ以外の世帯				
6人	経済的に困窮していると思われる世帯												
7人以上	経済的に困窮していると思われる世帯												

本調査では、上記基準に基づき、保護者向けアンケートの次の2つの設問により「経済的に困窮していると思われる世帯」を判定し、基準とする世帯収入を設定しました。

- 世帯人員数（小・中・高の保護者 問2(1)、未就学児保護者 問3(1)）
- 前年の世帯収入合計額（小・中・高の保護者 問3(1)、未就学児保護者 問4(1)）

算出の結果、本市独自の基準に基づく「経済的に困窮していると思われる世帯」は、有効回答者数465件のうち91件となり、回答者全体に占める割合は19.6%となりました。

「ひとり親世帯」は有効回答者数465件のうち52件であり、全体の約11.2%となっています。そのうち42.3%が「経済的に困窮していると思われる世帯」と判定され、ひとり親世帯のおかれている経済的な状況が厳しいことがわかります。

なお、今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。

<参考>

～ 宮崎県の1人当たり県民所得は全国44位 ～

内閣府経済社会総合研究所が平成29年5月に発表した「平成26年度県民経済計算」によると、宮崎県の1人当たり県民所得*¹は2,381千円となっており、47都道府県中44位と全国的にみても低い水準となっています。なお、全県計は3,057千円となっており、本県と比べると676千円の開きがあります。

～ 宮崎県の物価水準は全国45位 ～

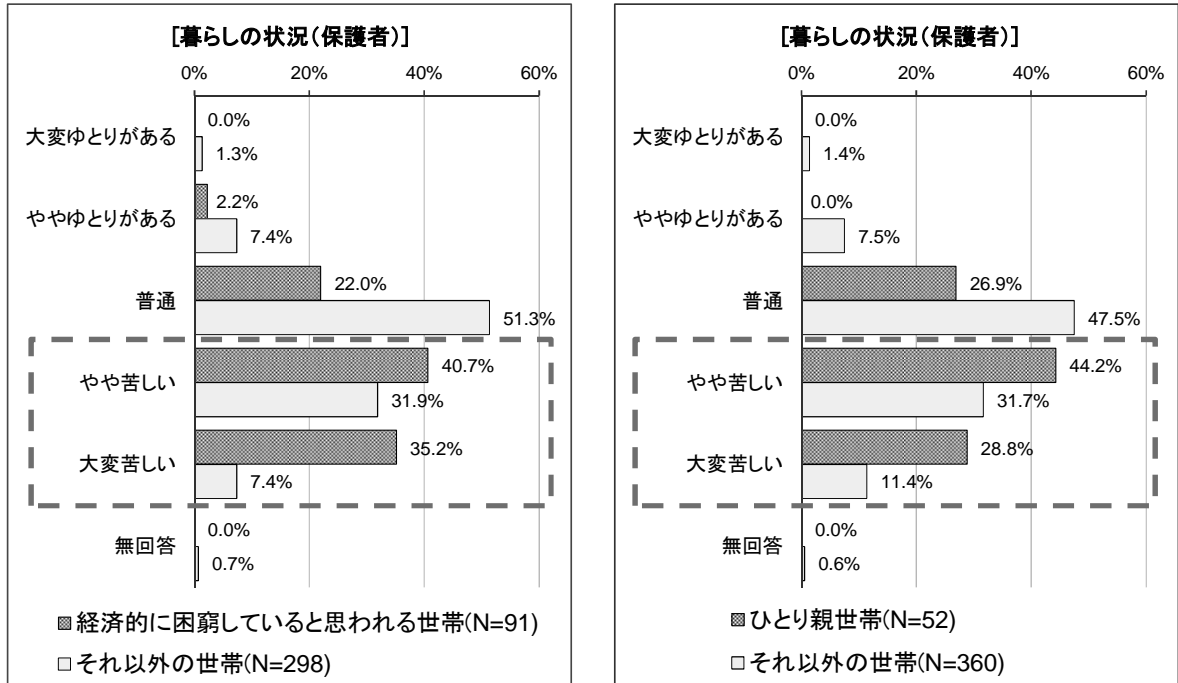
総務省が平成29年6月に発表した「平成28年小売物価統計調査結果（構造編）」によると、宮崎県の平均消費者物価地域差指数*²の「総合（食料、住居、光熱・水道など10大費目の総合）」は96.1となっており、47都道府県中45位と全国的にみても低い水準となっています。



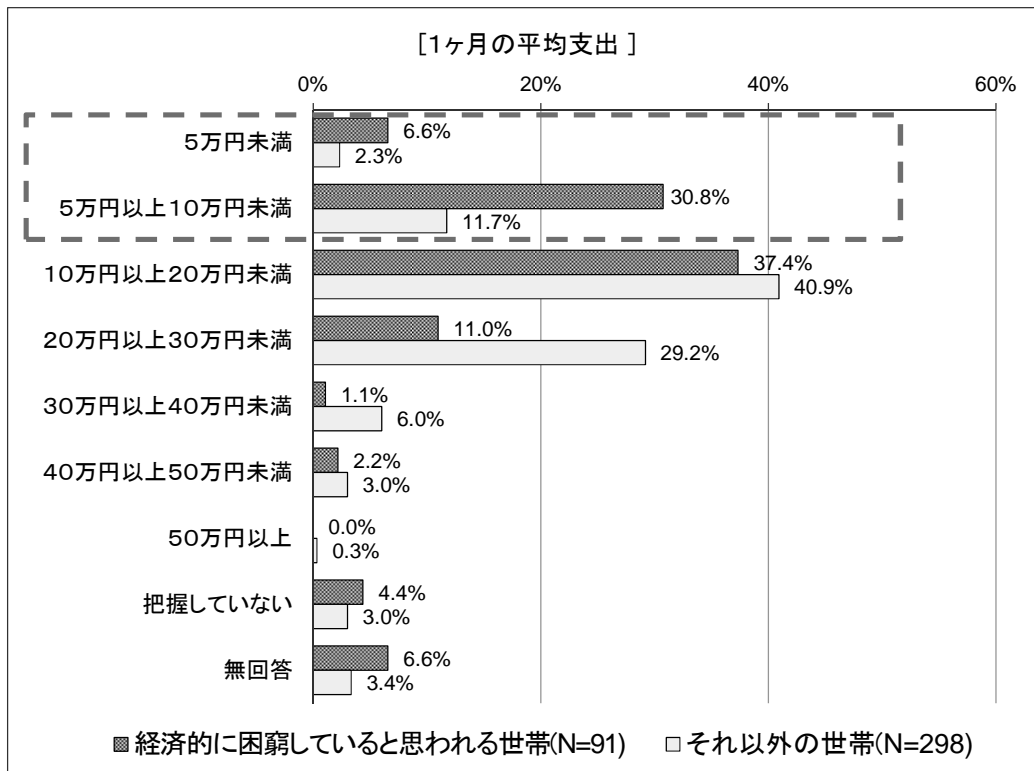
-
- * 1 県民所得：県民雇用者報酬、財産所得、企業所得を合計したものであり、1人当たり県民所得は県別の県民所得を各県の総人口「10月1日現在推計人口」（総務省）で除したものである。
 - * 2 消費者物価地域差指数：地域間の物価水準の違いをみることを目的として、各地域の物価水準を全国の物価水準を100とした指数値で示したものであり、全国平均を基準（=100）とした指数を地域別に作成したもの。

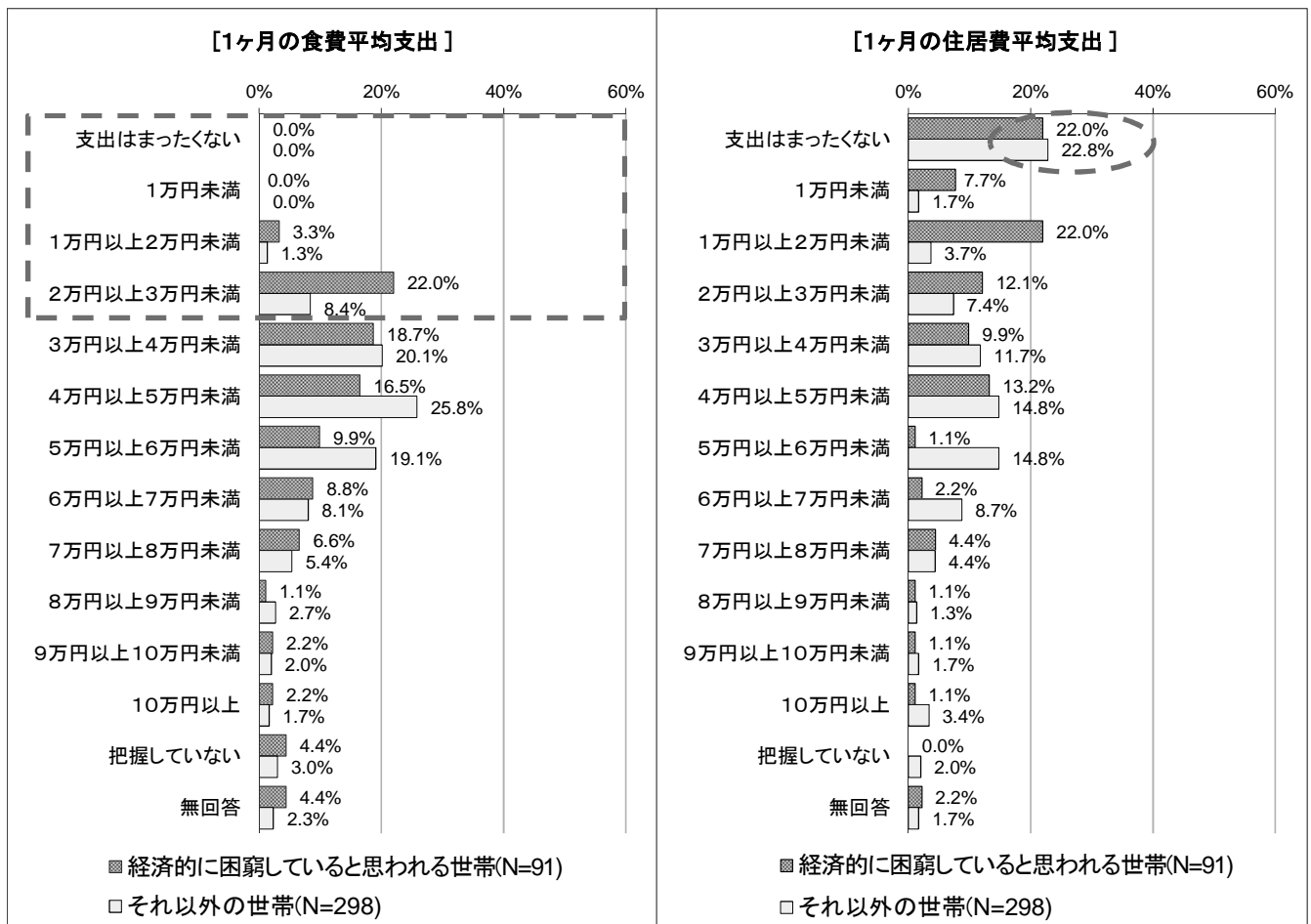
③ 暮らし向きについて

現在の暮らしの状況について、苦しい（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）と答えた人の割合は、経済的に困窮していると思われる世帯で75.9%となり、それ以外の世帯より36.6ポイント高くなっています。

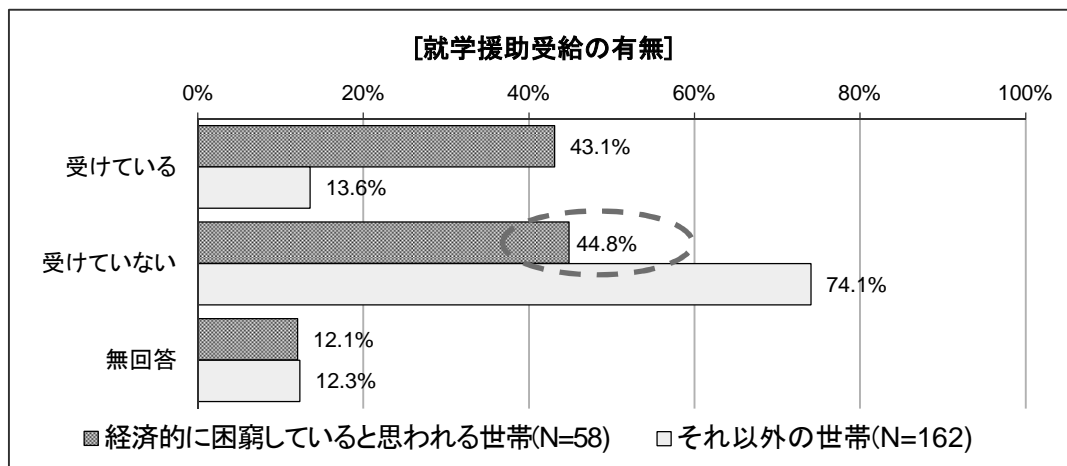


また、1か月の平均的な支出をみると、経済的に困窮していると思われる世帯では、10万円未満（「5万円未満」と「5万円以上10万円未満」）とする回答が、それ以外の世帯より23.4ポイント高くなっています。





また、経済的に困窮していると思われる世帯で就学援助を受けていない割合は44.8%となっています。就学援助を受けていない理由としては、就学援助の利用状況について「資格がない」(24.3%)、「制度を知らない」(6.9%)とする回答があることから、制度を知らないことでを受けていない世帯があると考えられます。



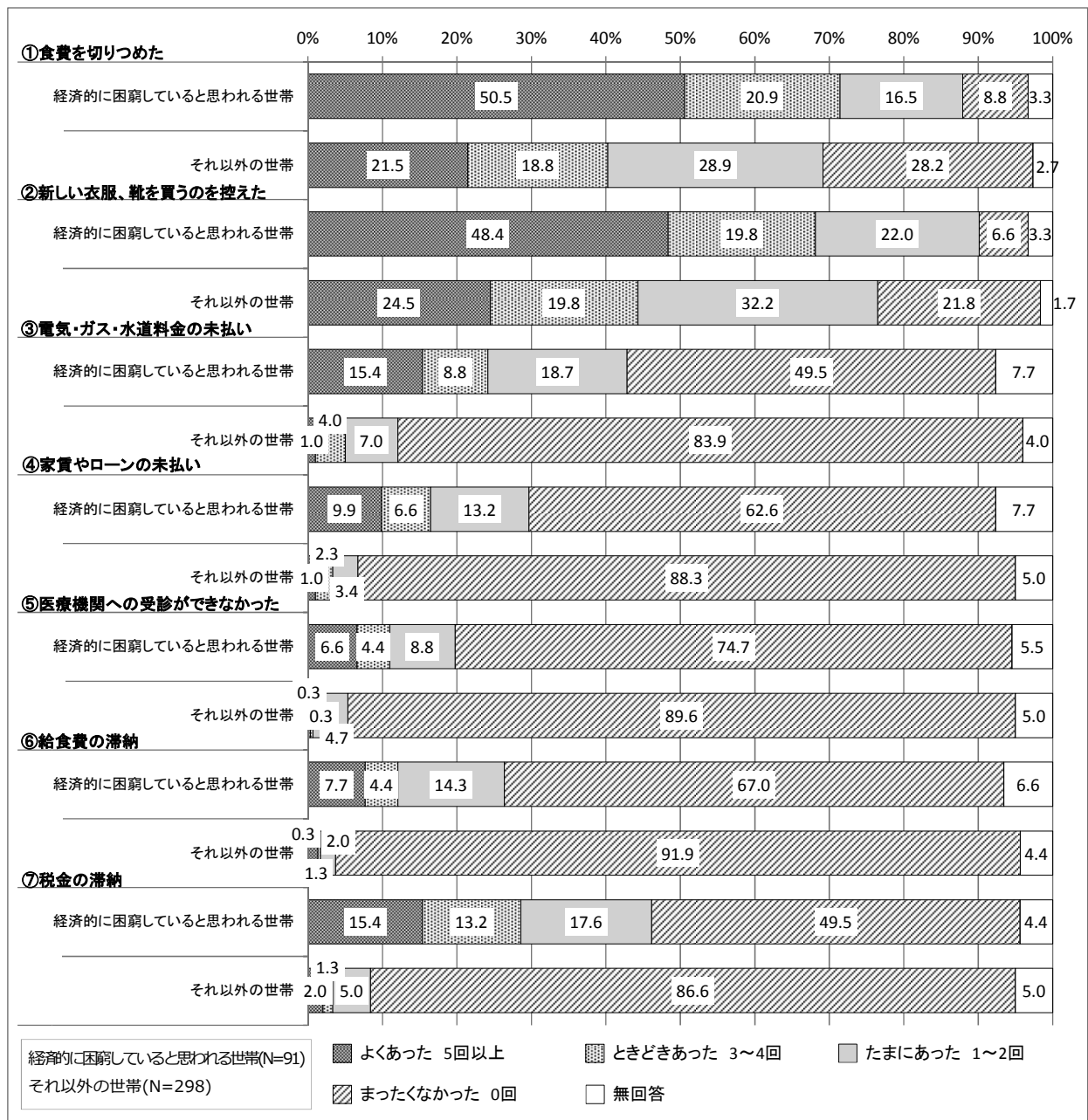
④ 「物質的はく奪」の状況にある世帯について

子どもの貧困の状況は、世帯収入などの経済的な尺度と合わせて、基本的な生活ニーズが満たされているかなど金銭面以外の尺度についても測ることで、多面的に捉えることが必要です。

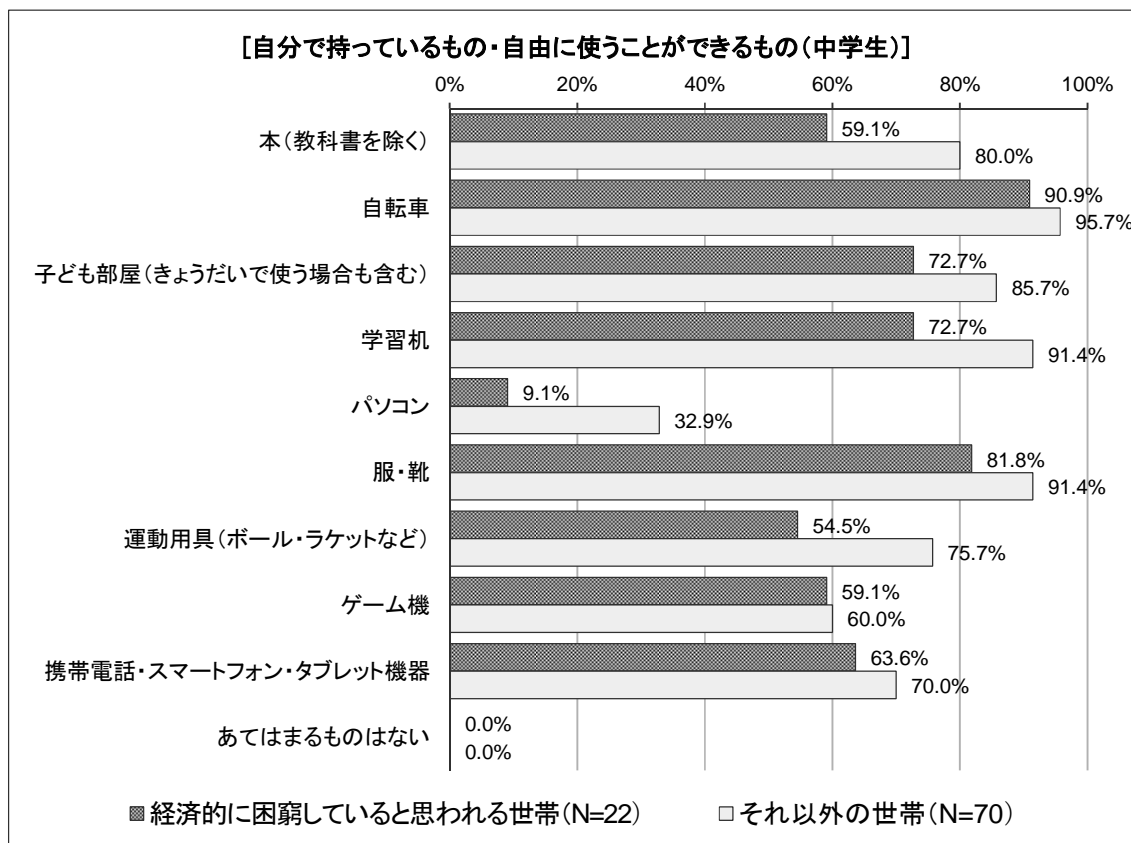
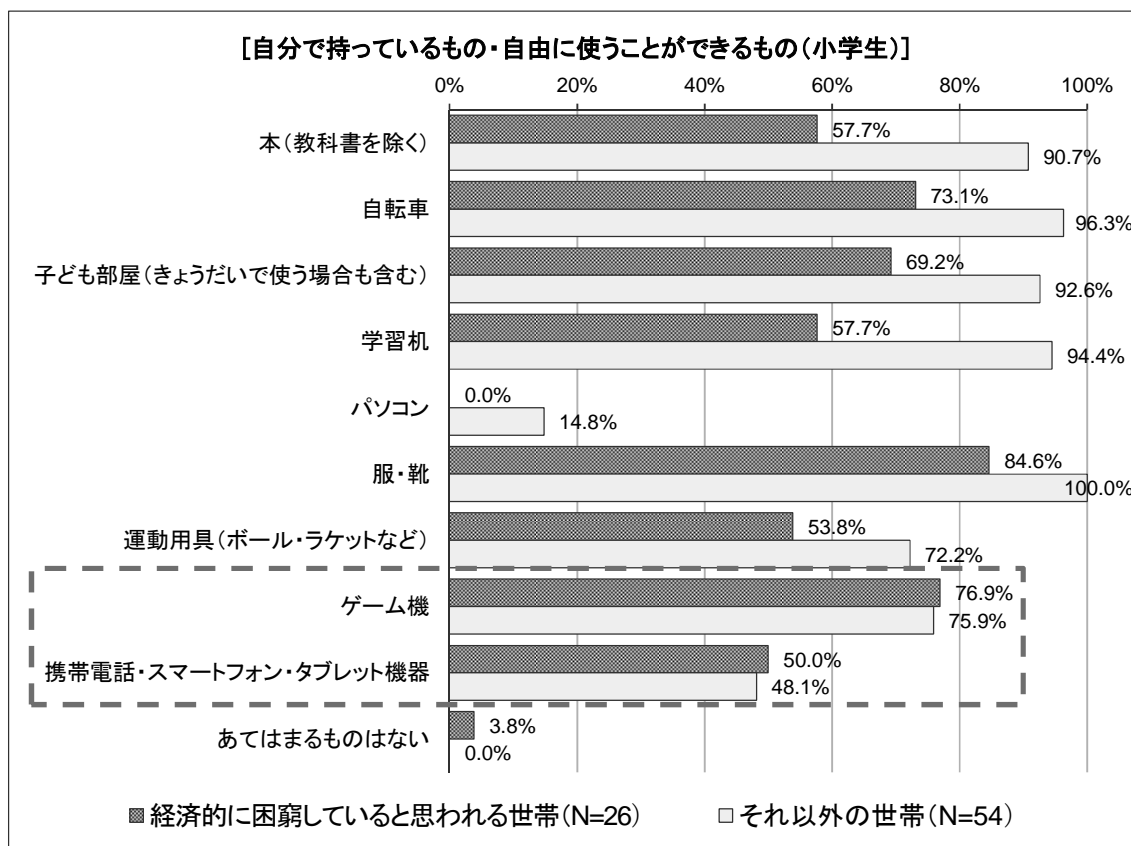
物質的はく奪の状況とは、社会で通常必要と考えられる生活必需品が欠けている状況を指します。

概ね1年間に経済的理由での経験について聞いたところ、「食費を切りつめた」「新しい衣服、靴を買うのを控えた」について、「よくあった」「ときどきあった」と回答した割合は、経済的に困窮していると思われる世帯では約7割となり、それ以外の世帯では約4割となっています。その他の項目をみると、経済的に困窮していると思われる世帯では、公共料金（24.2%）、家賃等（16.5%）、税金の滞納（28.6%）の割合が高くなっています。

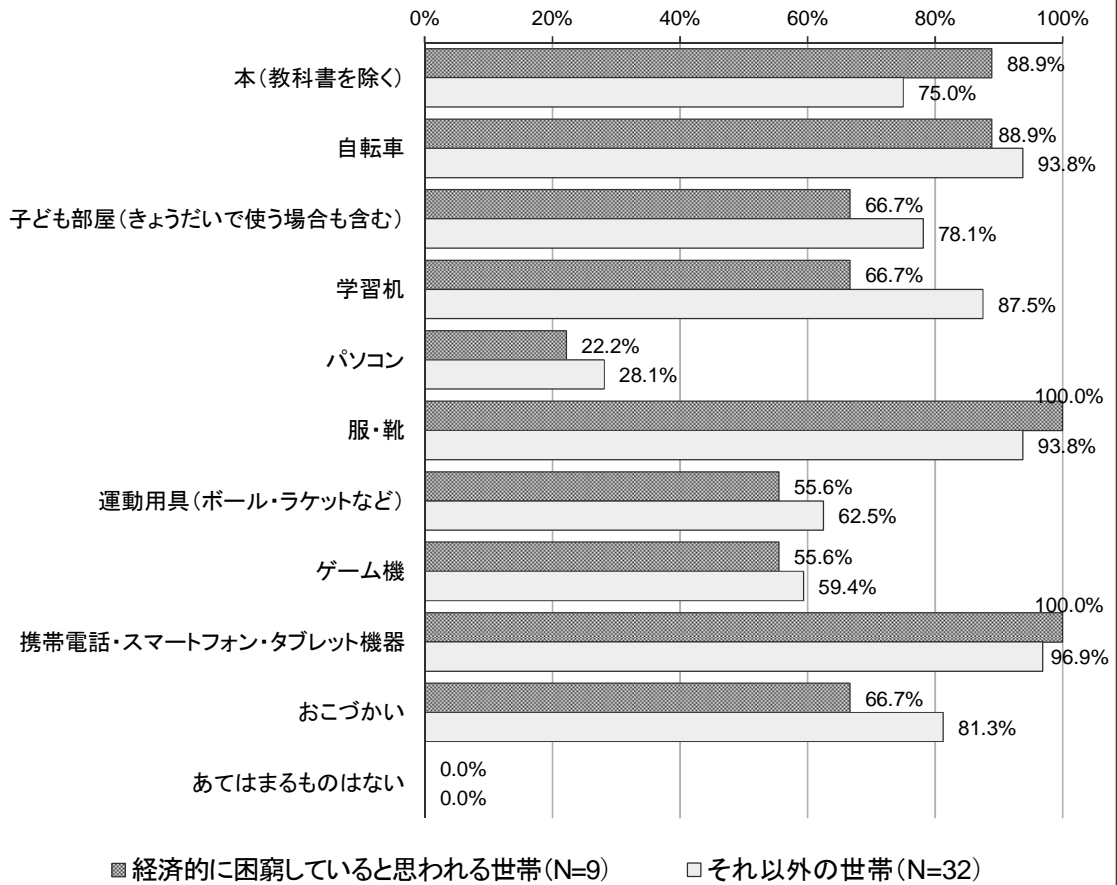
【経済的理由での経験】（保護者）



子どもが自由に使うことのできるもののうち、「ゲーム機」や「携帯電話・スマートフォン・タブレット機器」については経済的に困窮していると思われる世帯とそれ以外の世帯との差異は見られませんでした。



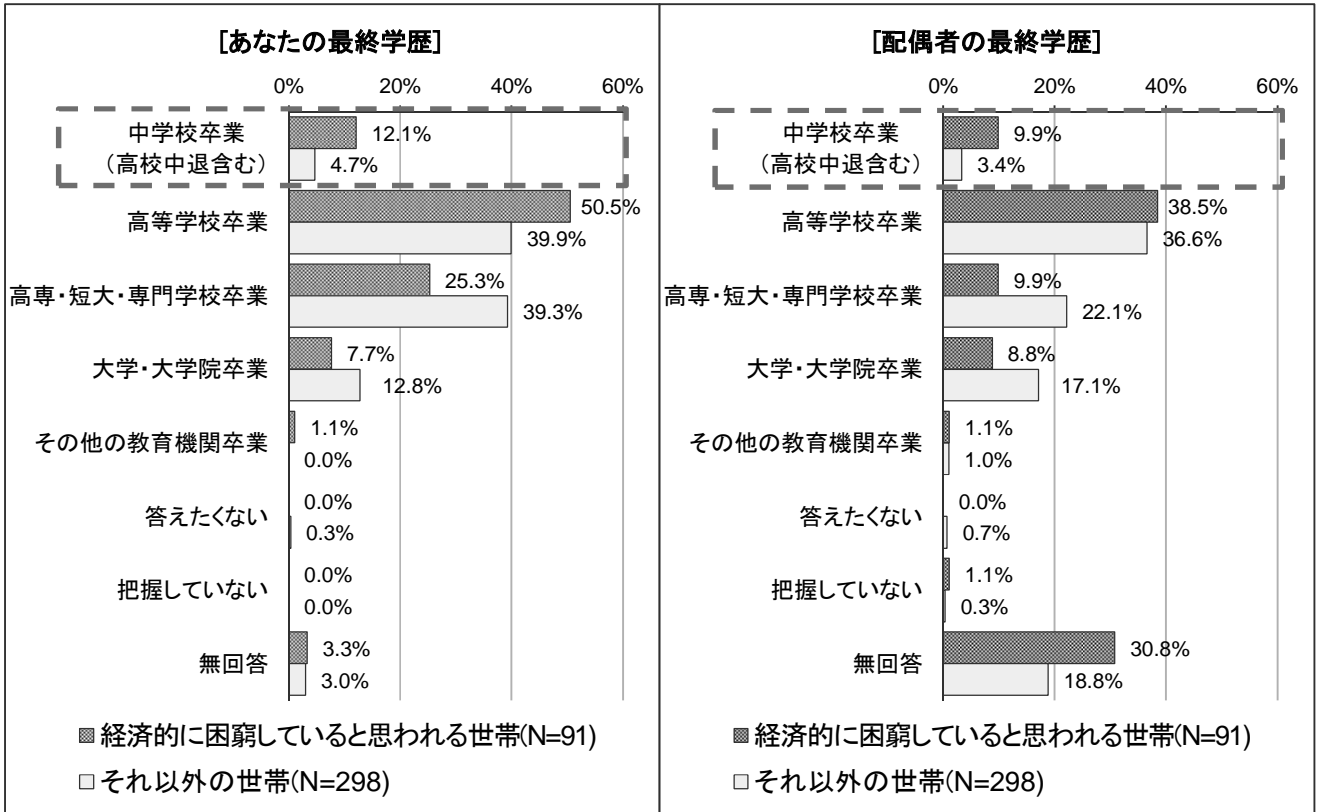
[自分で持っているもの・自由に使うことができるもの(高校生)]



⑤ 保護者の最終学歴について

一般的に困難を抱えている家庭の保護者の特徴の1つとして、最終学歴が中学校卒業や高校中退である割合が高いということが指摘されています。

アンケート結果でも、最終学歴が「中学校卒業（高校中退含む）」と回答した割合は、経済的に困窮していると思われる世帯では回答者が12.1%、同じく配偶者が9.9%となっており、それ以外の世帯より割合が高くなっています。



※上記グラフの「あなた」とは回答者のことを示し、その割合はそれぞれ以下の通りとなります。

経済的に困窮していると思われる世帯（母親 87.9%：父親 9.9%）

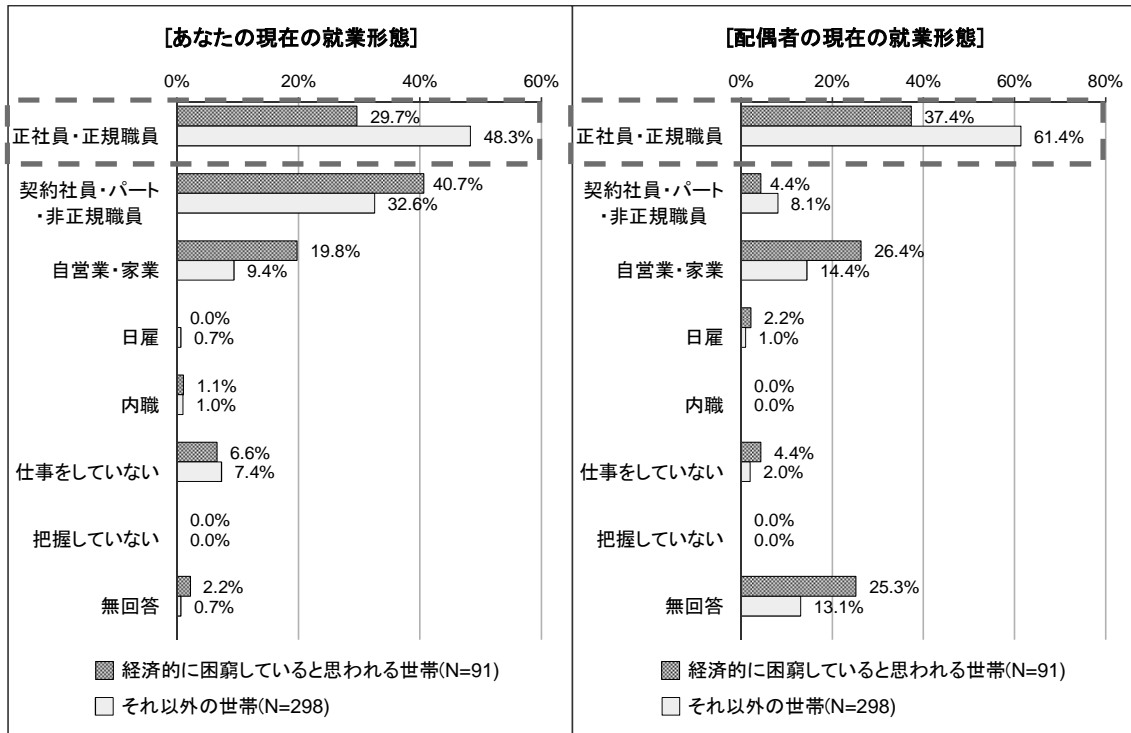
それ以外の世帯（母親 85.9%：父親 14.1%）

⑥ 保護者の就業状況について

就労をしている方について、働いているにも関わらず経済的困窮の状況に置かれる背景として、パートタイムやアルバイト等の低賃金で不安定な非正規雇用で働いている割合が高く、「正社員・正規職員」で働く割合が低いという雇用状況があります。

回答者の就業形態について、経済的に困窮していると思われる世帯では、「正社員・正規職員」が29.7%、同じく配偶者が37.4%となっており、それ以外の世帯より割合が低くなっています。

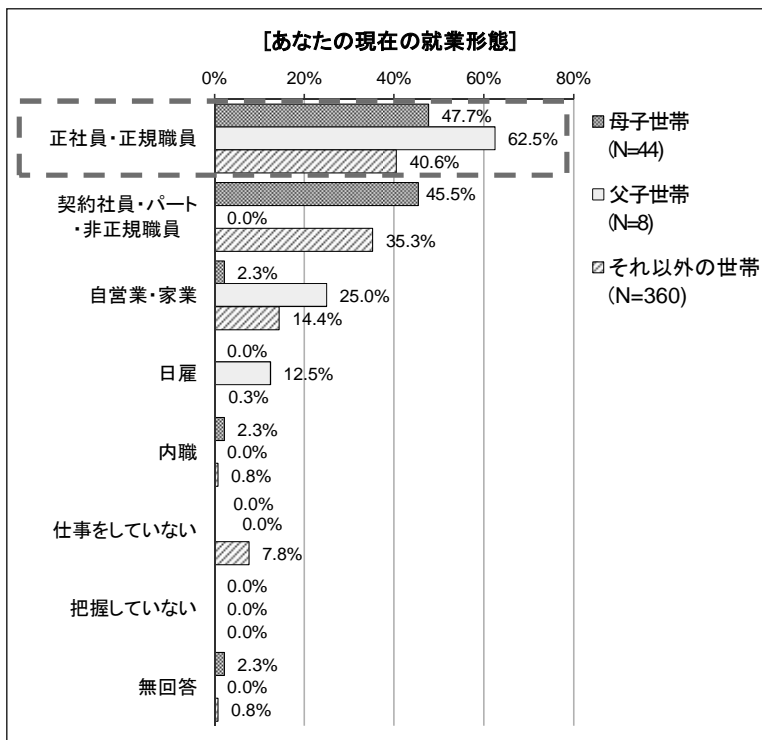
また、仕事をしていない理由としては、「家事や育児に専念しているため」とする回答が最も多くなっています。



※上記グラフの「あなた」とは回答者のことを示し、その割合はそれぞれ以下の通りとなります。

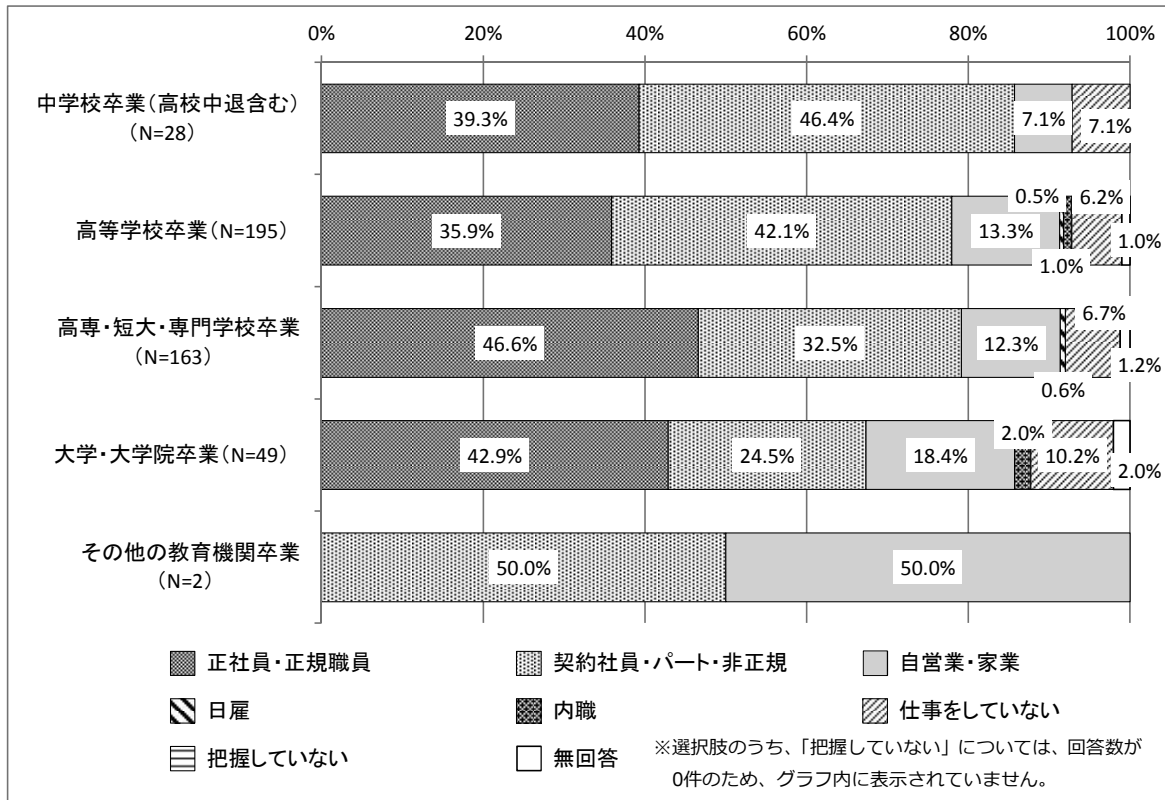
経済的に困窮していると思われる世帯（母親 87.9%：父親 9.9%）

それ以外の世帯（母親 85.9%：父親 14.1%）

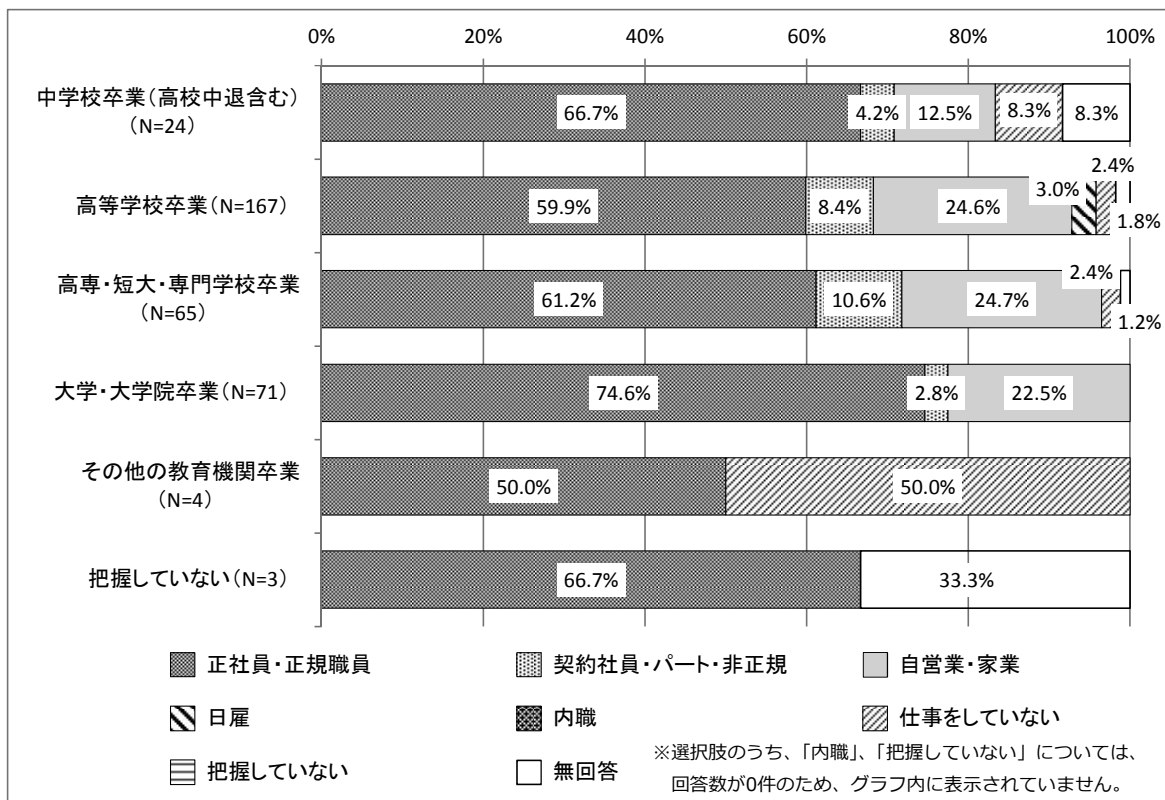


保護者の最終学歴別に見る「正社員・正規職員」の割合について、回答者では「高専・短大・専門学校卒業」と回答した割合が46.6%と最も高くなっており、配偶者については「大学・大学院卒業」と回答した人の割合が74.6%と最も高くなっています。

■ 回答者の最終学歴と就業形態クロス集計

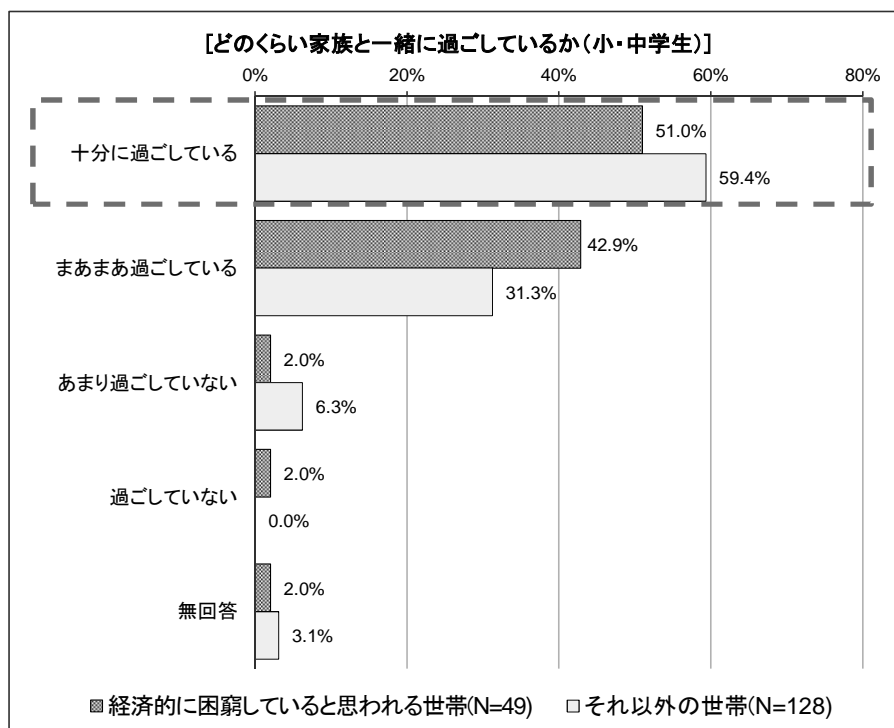
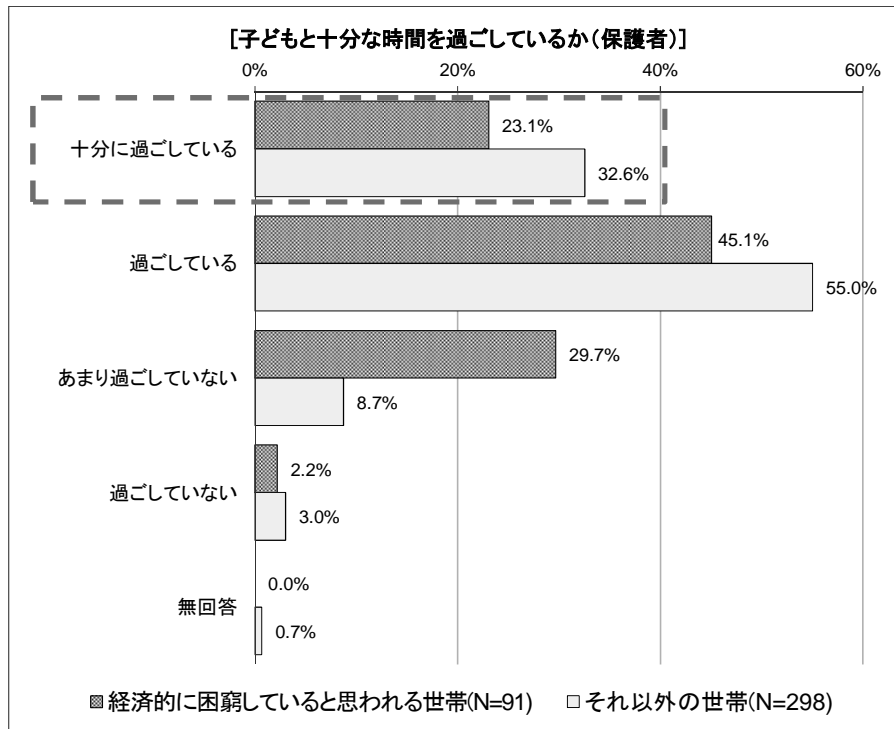


■ 配偶者の最終学歴と就業形態クロス集計

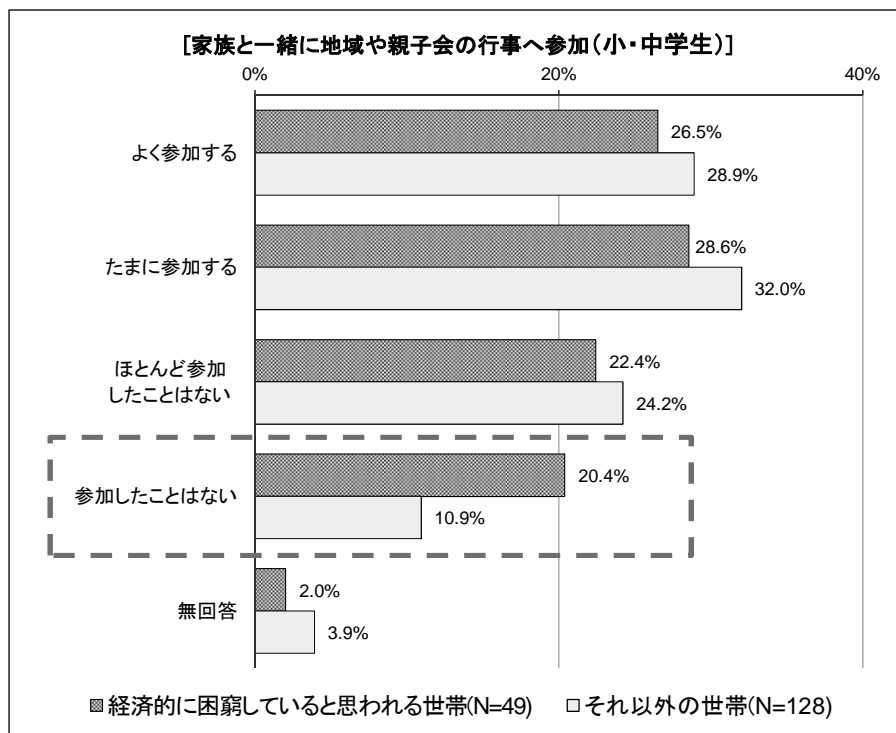


⑦ 保護者と子どもの関係について

保護者と子どもが一緒に過ごす時間についての意識は、保護者では「十分に過ごしている」と回答した割合は、経済的に困窮していると思われる世帯が23.1%、それ以外の世帯が32.6%となっています。一方、子どもでは「十分に過ごしている」と回答した割合は、経済的に困窮していると思われる世帯が51.0%、それ以外の世帯が59.4%となっており、子どもの意識のほうが高くなっています。親子で一緒に過ごす時間については、経済的に困窮していると思われる世帯が「過ごしている」割合が低くなっています。



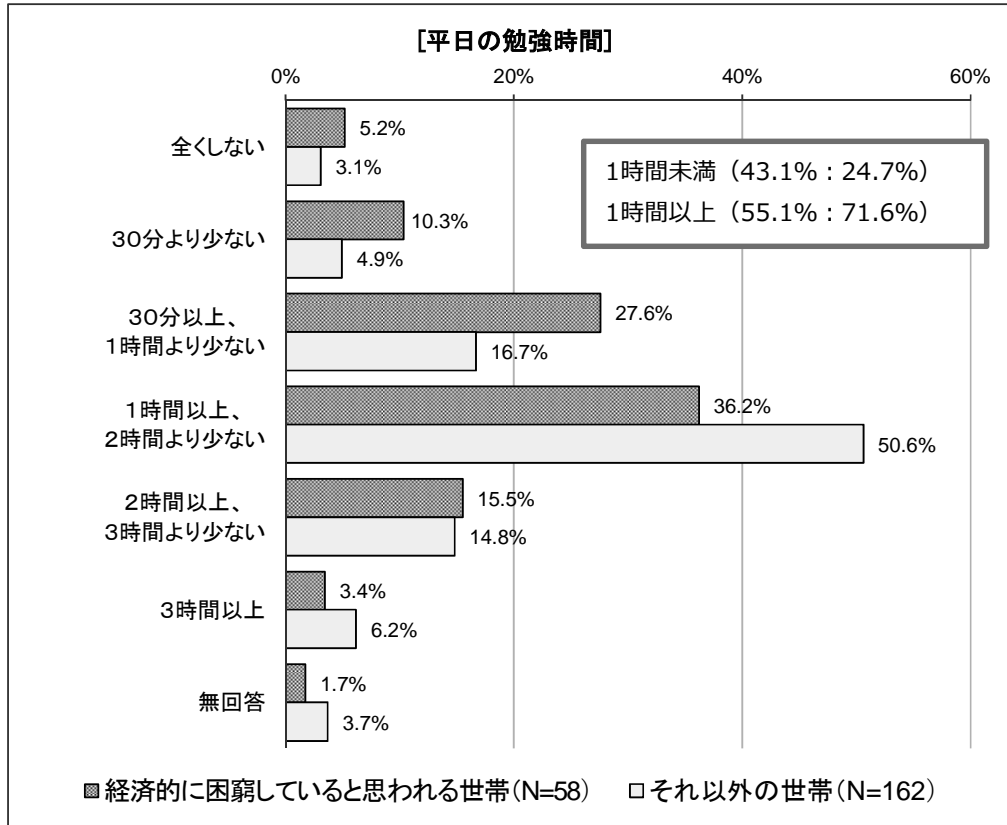
家族と一緒に地域や親子会の行事に参加したことがないと回答した人の割合は、それ以外の世帯に比べ、経済的に困窮していると思われる世帯で高くなっており、地域の行事等への参加が進むような工夫が必要となっています。



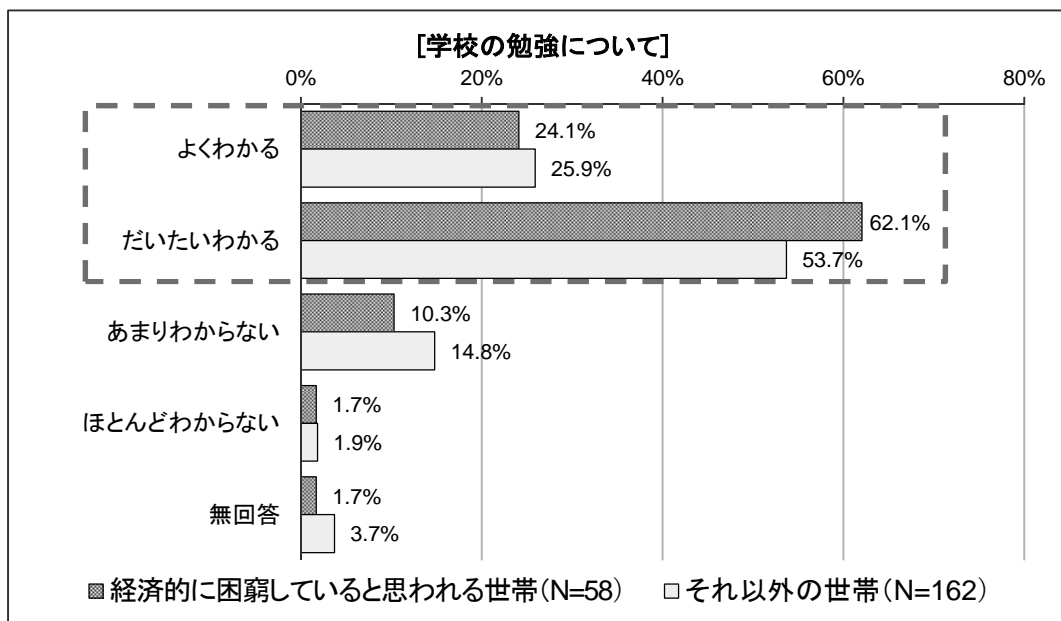
⑧ 子どもの学習と子どもと保護者の進学期待値

※文中の（ %： %）は、（経済的に困窮していると思われる世帯：それ以外の世帯）の数値を表しています。

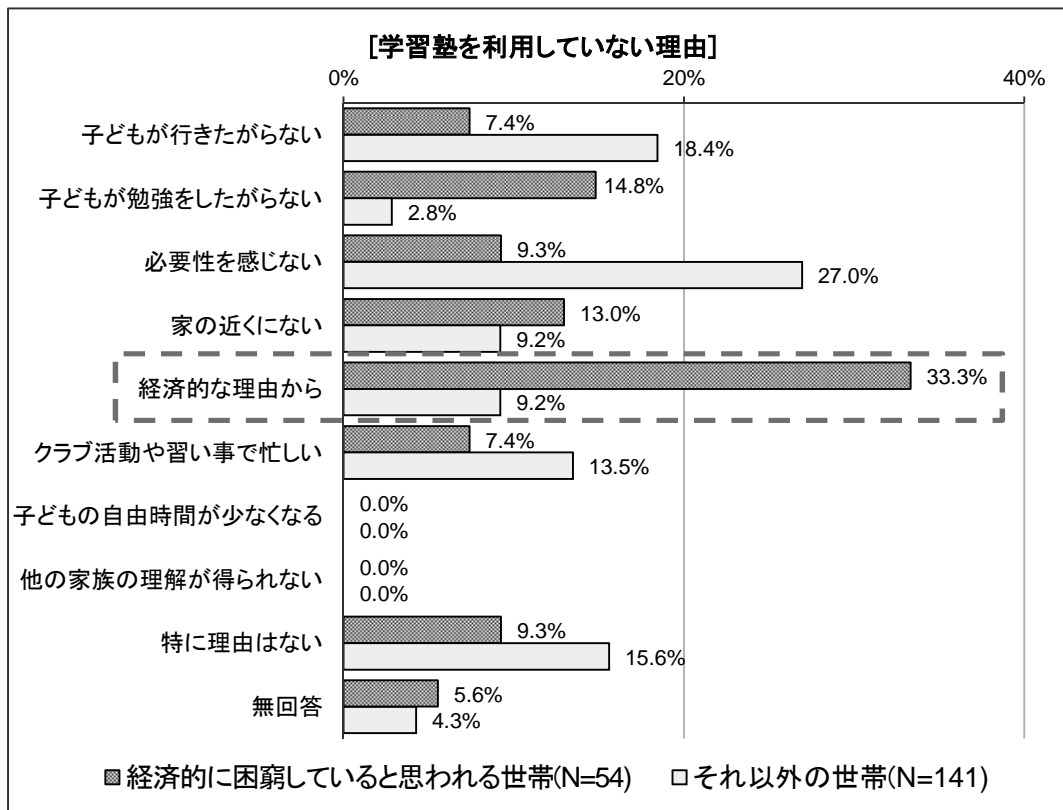
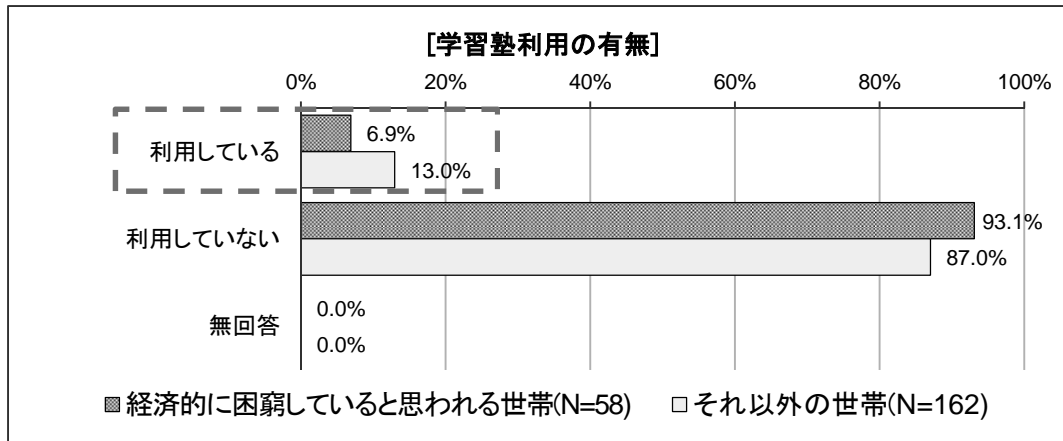
子どもアンケートでは、平日の勉強時間は、「1時間以上、2時間より少ない」が最も多く（36.2%：50.6%）、次いで「30分以上、1時間より少ない」（27.6%：16.7%）となり、経済的に困窮していると思われる世帯の子どもの勉強時間がやや少ない傾向がみられました。



学校の勉強の理解度について、わかる（「よくわかる」と「だいたいわかる」の合計）とする回答の割合は、経済的に困窮していると思われる世帯で86.2%、それ以外の世帯で79.6%となっています。

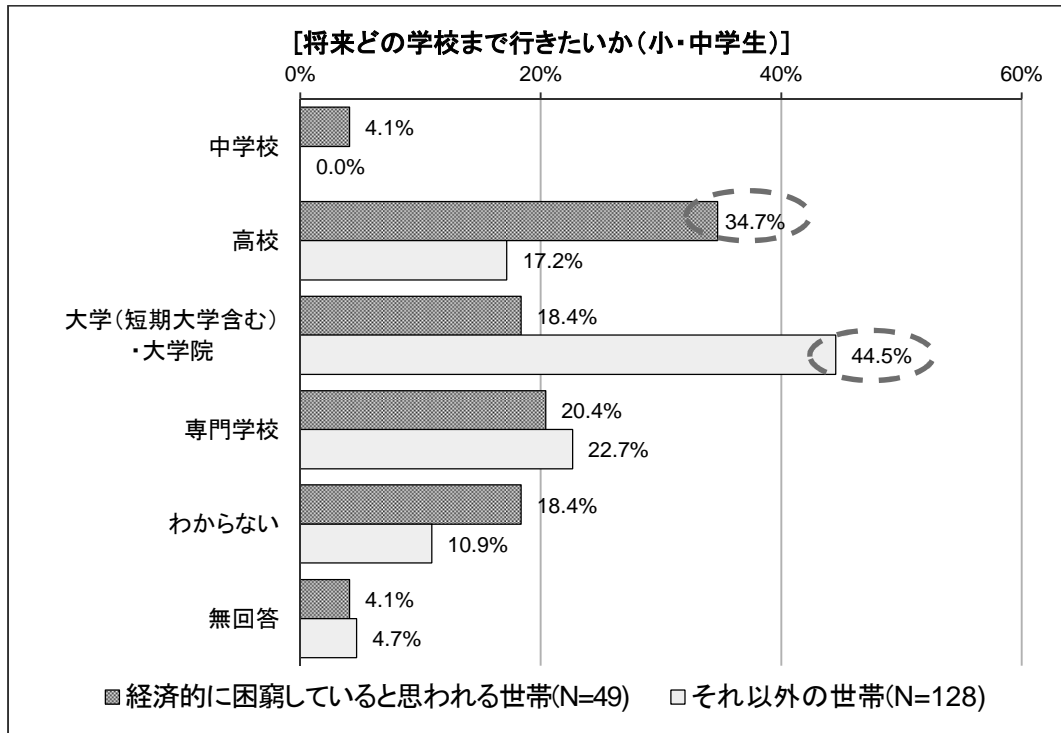


また、「学習塾を利用していない」と回答した人のうち、その理由について、それ以外の世帯では「必要性を感じない」(27.0%)と回答した人の割合が最も高いのに比べ、経済的に困窮していると思われる世帯では「経済的な理由」(33.3%)と回答した人の割合が高くなっています。この様な状況を踏まえ、誰にでも学べる機会の提供が必要と考えられます。

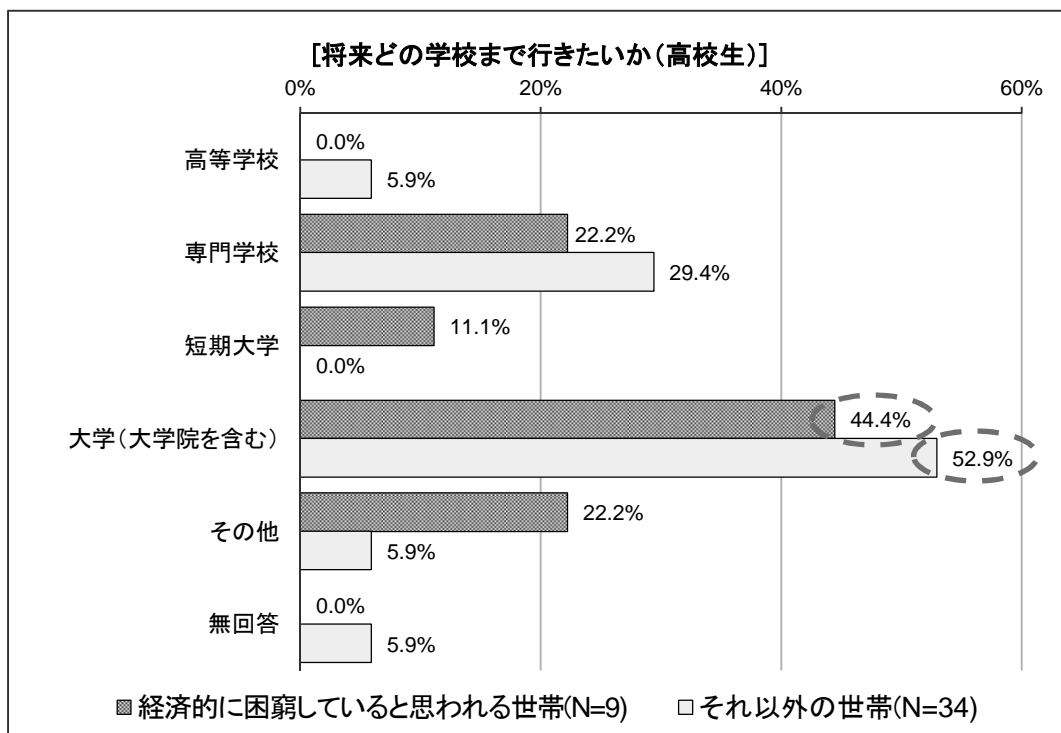


進学希望については、子ども、保護者ともに、経済的に困窮していると思われる世帯の期待値が低くなっています。

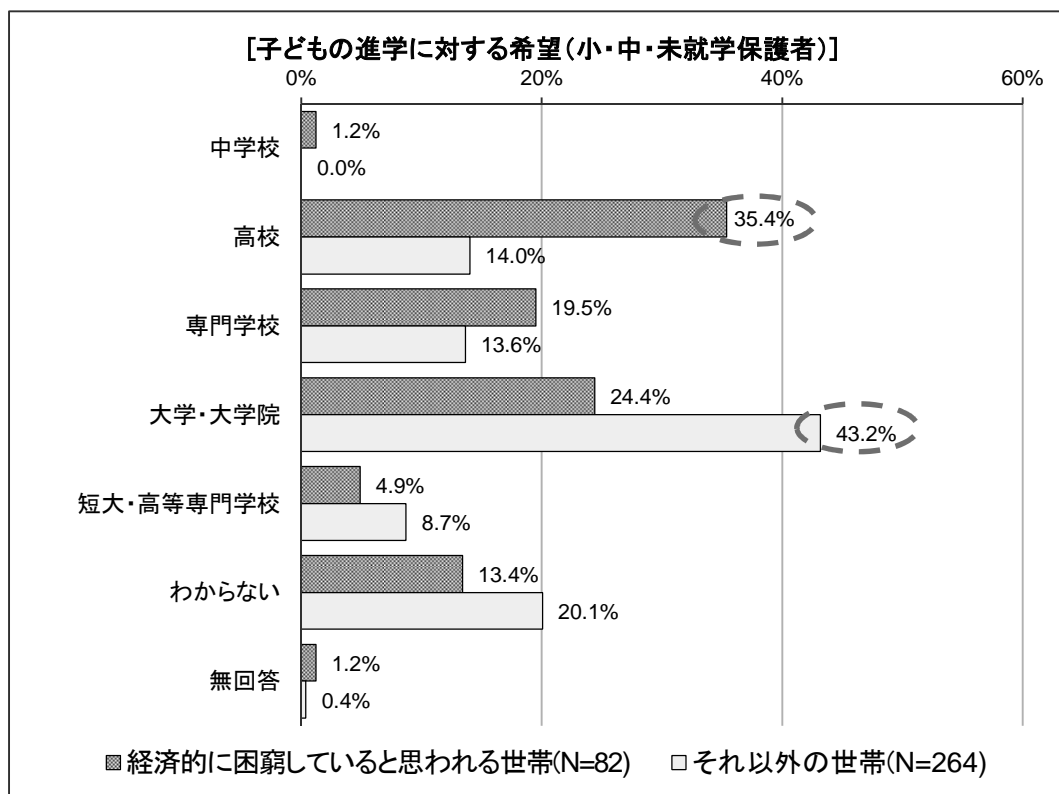
小・中学生の進学希望として、経済的に困窮していると思われる世帯では「高校」が最も多く34.7%となっています。一方、それ以外の世帯では「大学・大学院」が最も多く44.5%となっています。



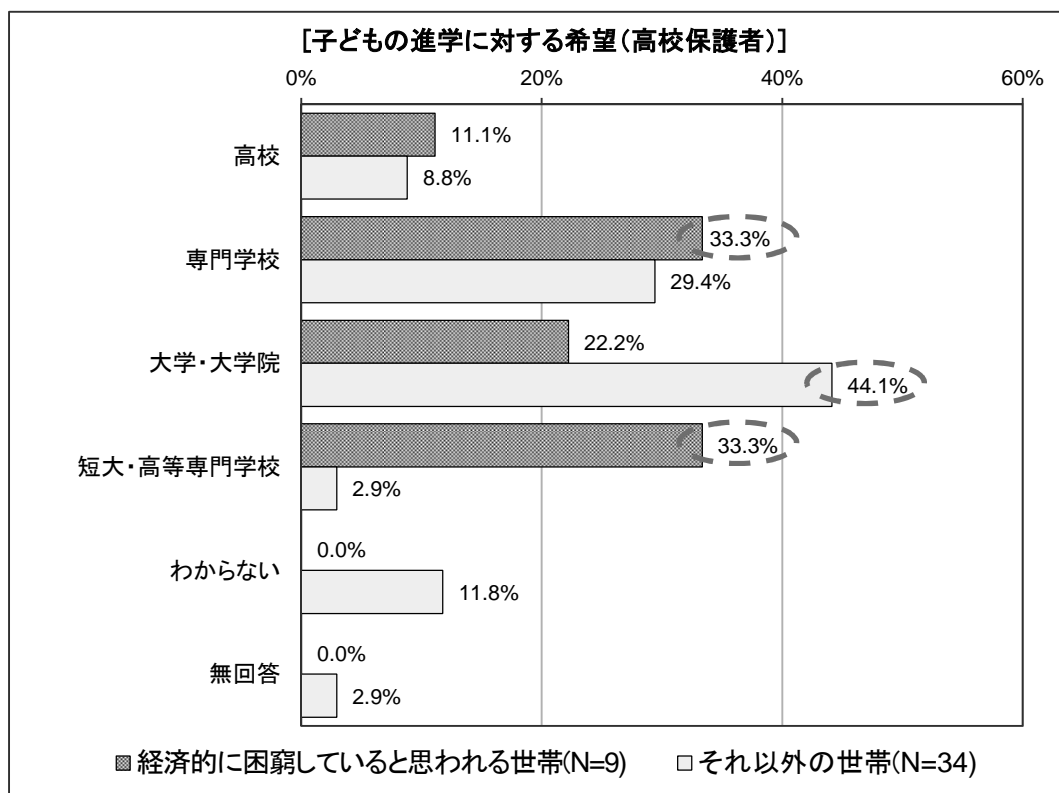
高校生の進学希望としては、経済的に困窮していると思われる世帯、それ以外の世帯ともに「大学・大学院」が最も多くなっています(44.4% : 52.9%)。



小・中学生・未就学児保護者の進学希望としては、経済的に困窮していると思われる世帯では「高校」が最も多く35.4%、それ以外の世帯では「大学・大学院まで」が最も多く43.2%となっています。



高校生保護者の進学希望としては、経済的に困窮していると思われる世帯では、「専門学校」「短大・高等専門学校」が同じく33.3%と最も多くなっています。それ以外の世帯では「大学・大学院」が44.1%と最も多くなっています。



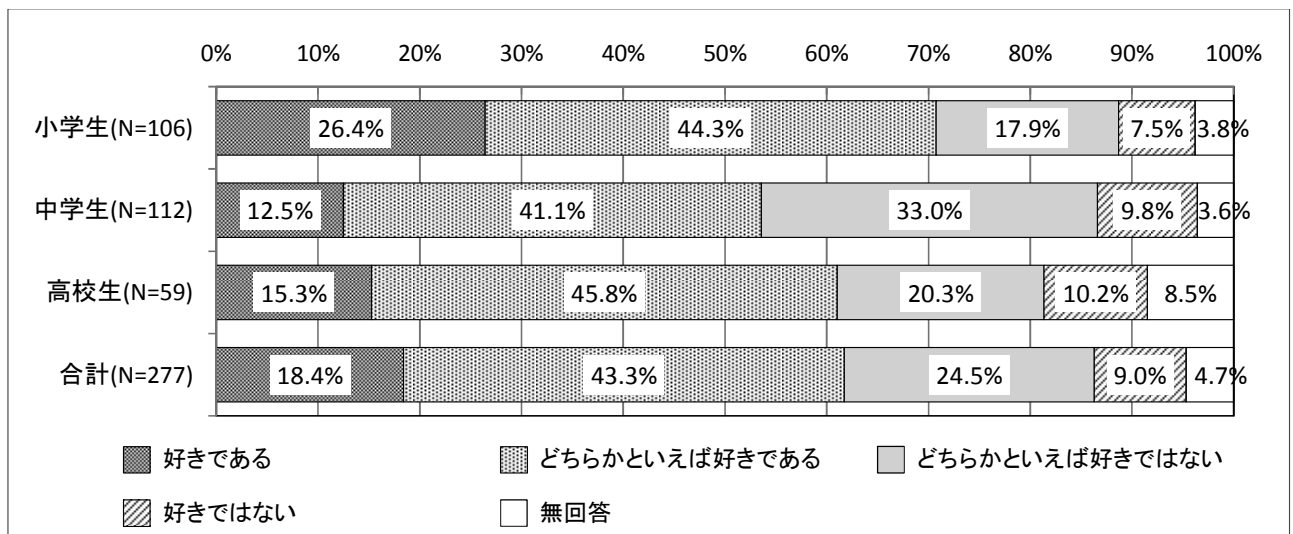
⑨ 子どもの自己評価と不信感

一般的に困難を抱えている家庭の子どもの特徴として、孤独感を強く持っている傾向があることや他人に対する不信感が高いこと、自分に自信がなく、自己肯定感が低いこと等が指摘されています。

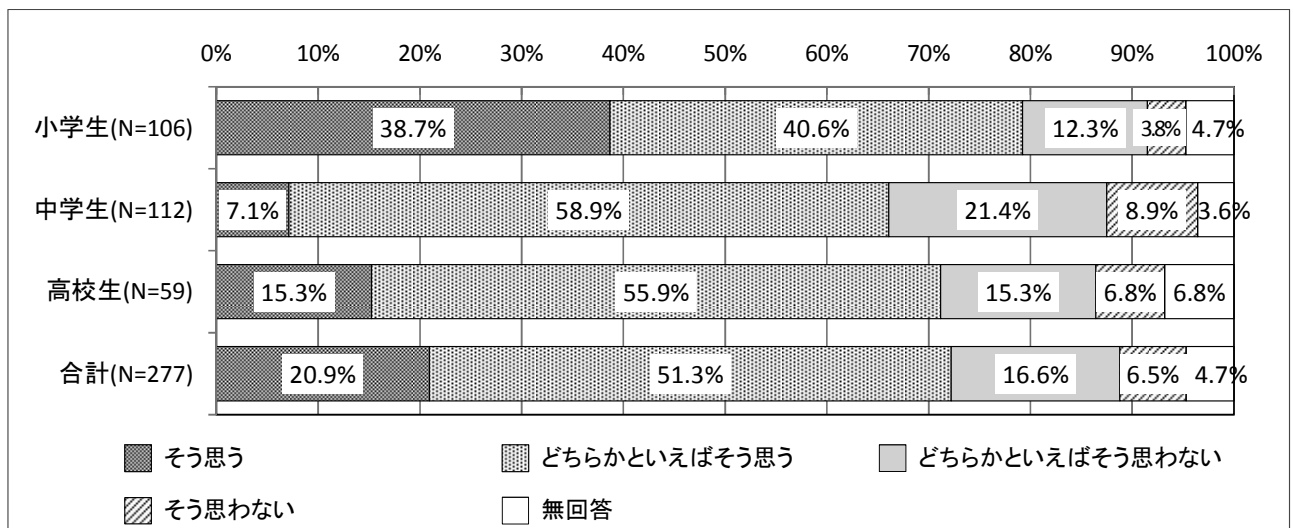
アンケートの結果、「自分のことが好き」（「好きである」と「どちらかといえば好きである」の合計）とする回答は、約6割となっています。また、「大人は信用できる」（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）とする回答は、約7割となっています。

また、高校生の悩みの相談相手は、「友だち」が78.0%と最も多くなっています。また、「誰もいない」とする回答は4.0%となっています。

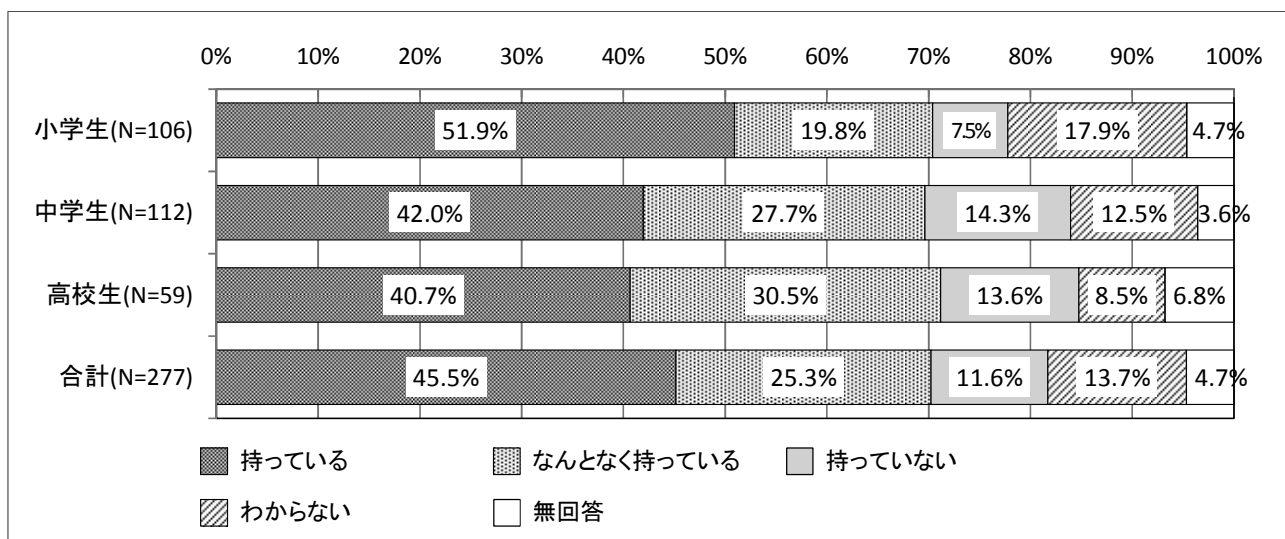
■自分のことが好きか



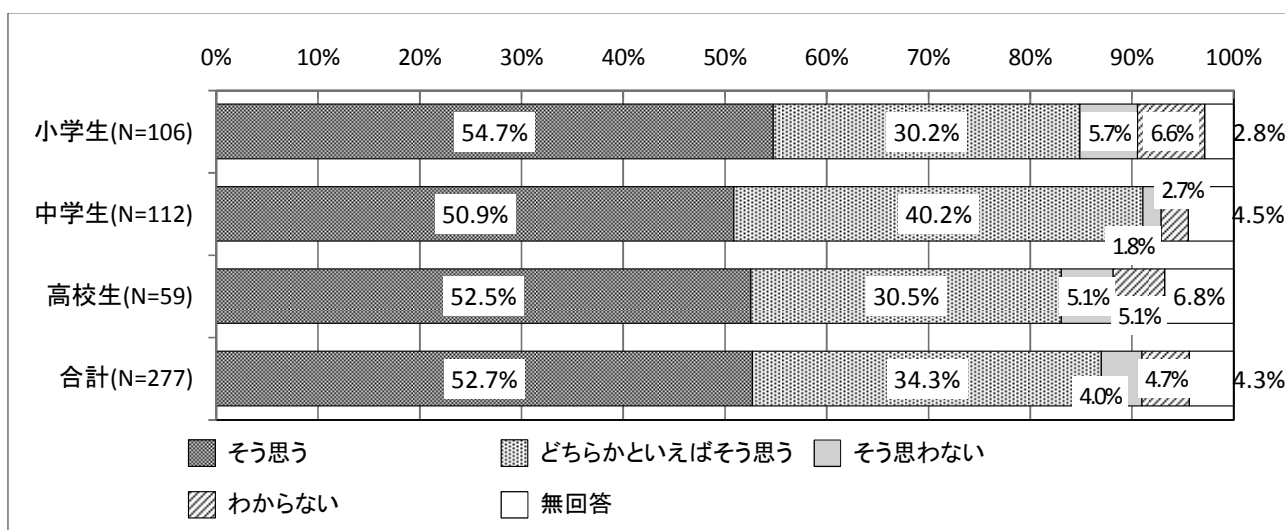
■大人は信用できるか



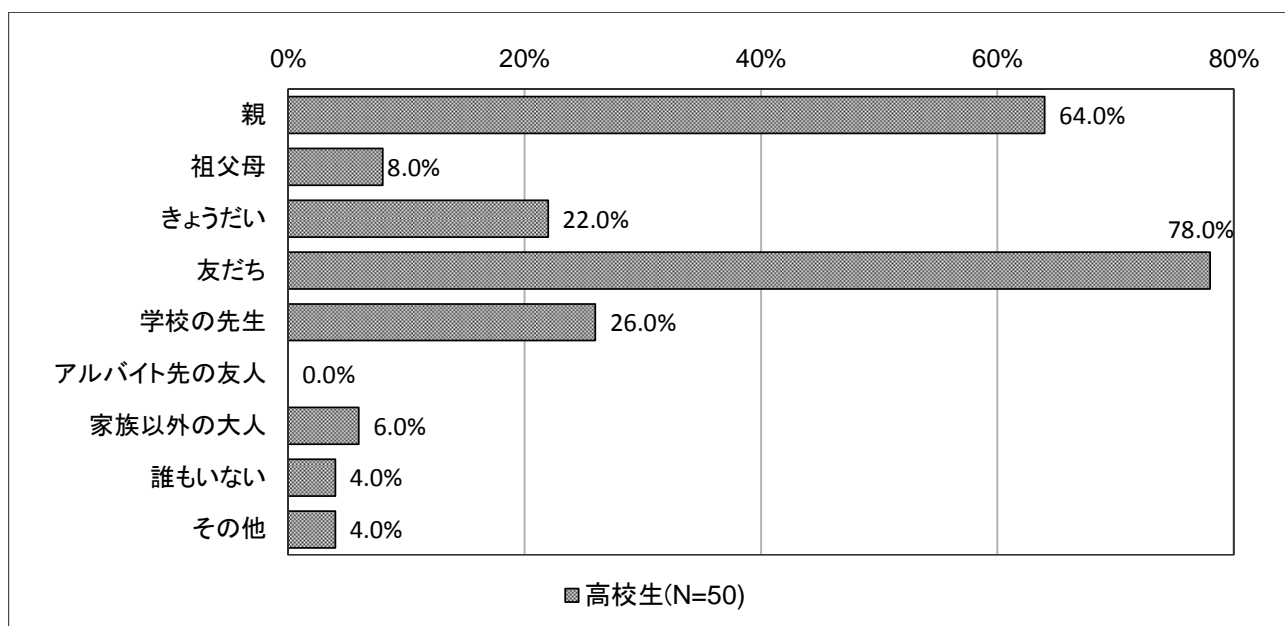
■ 将来の夢や目標を持っているか

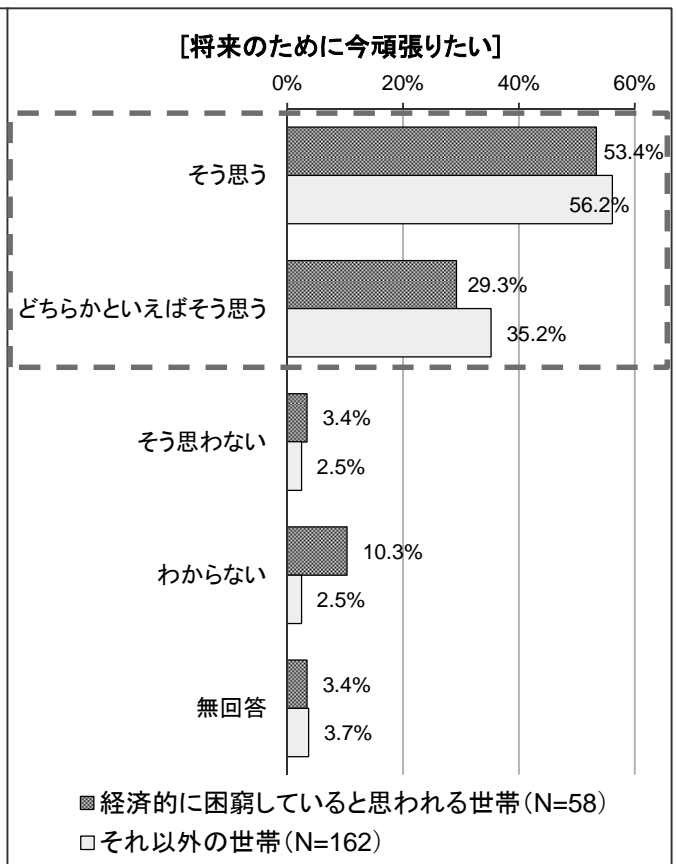
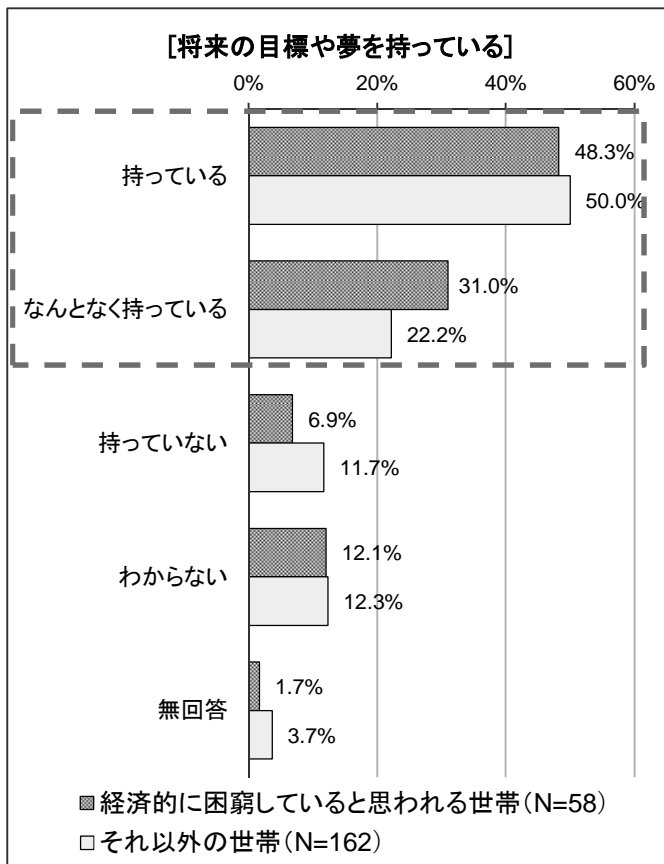
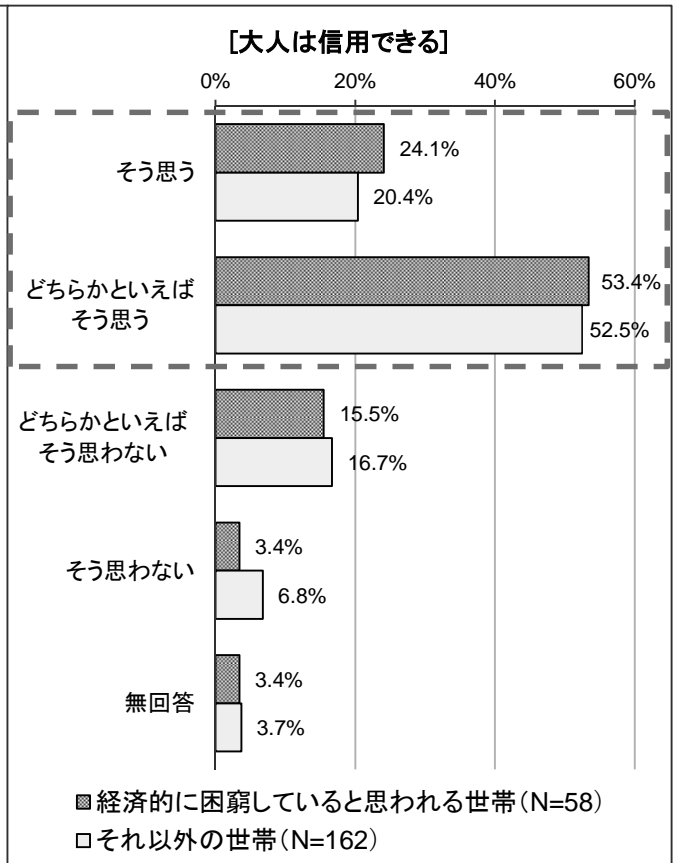
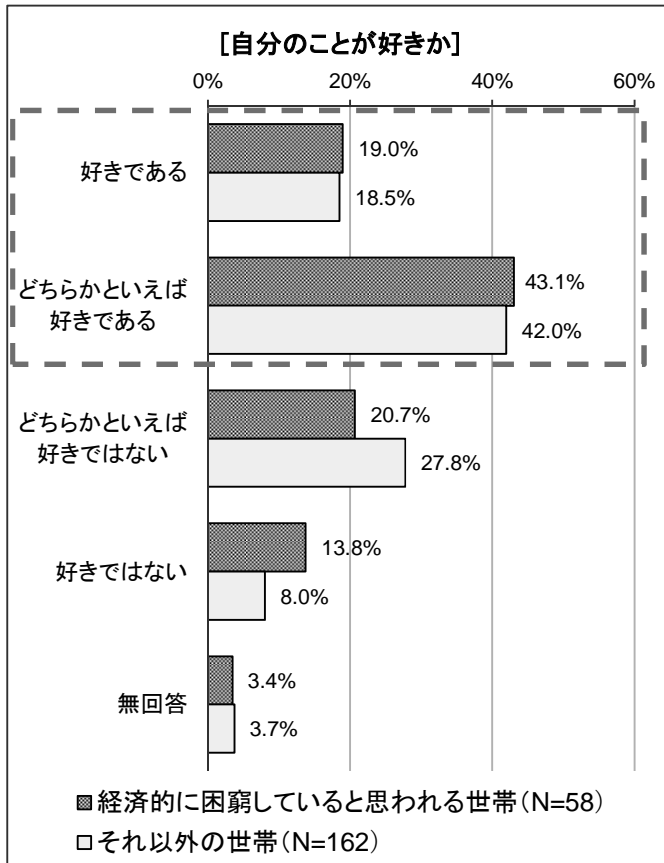


■ 将来のためにも、今、頑張りたいと思うか



■ 悩みや心配ごとの相談先 (高校生)

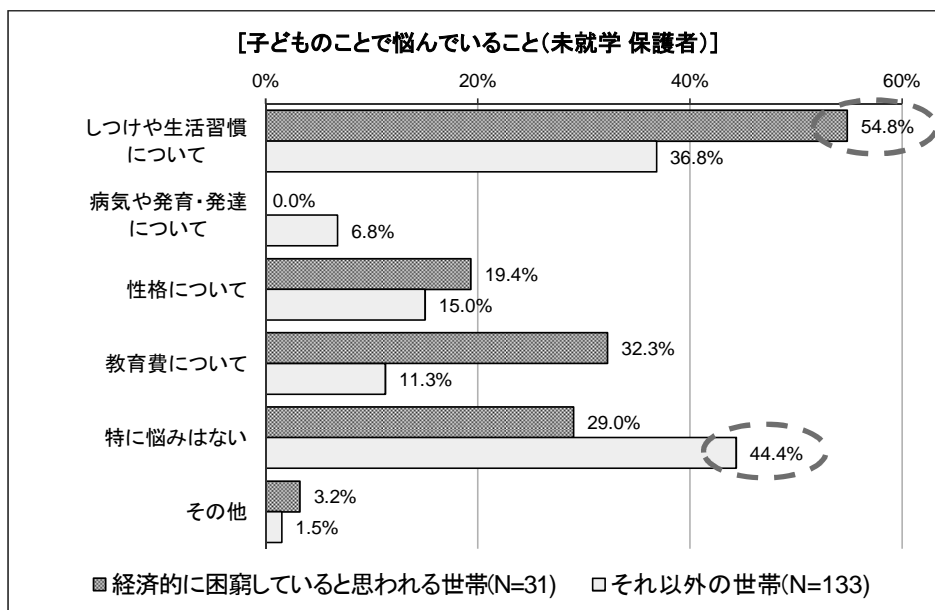
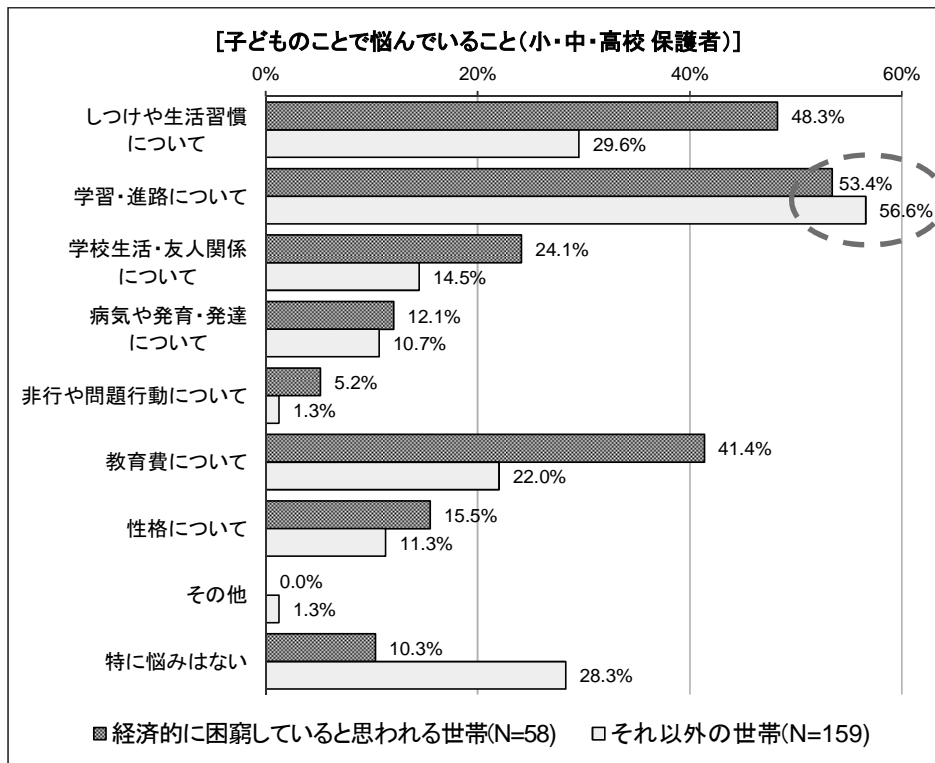




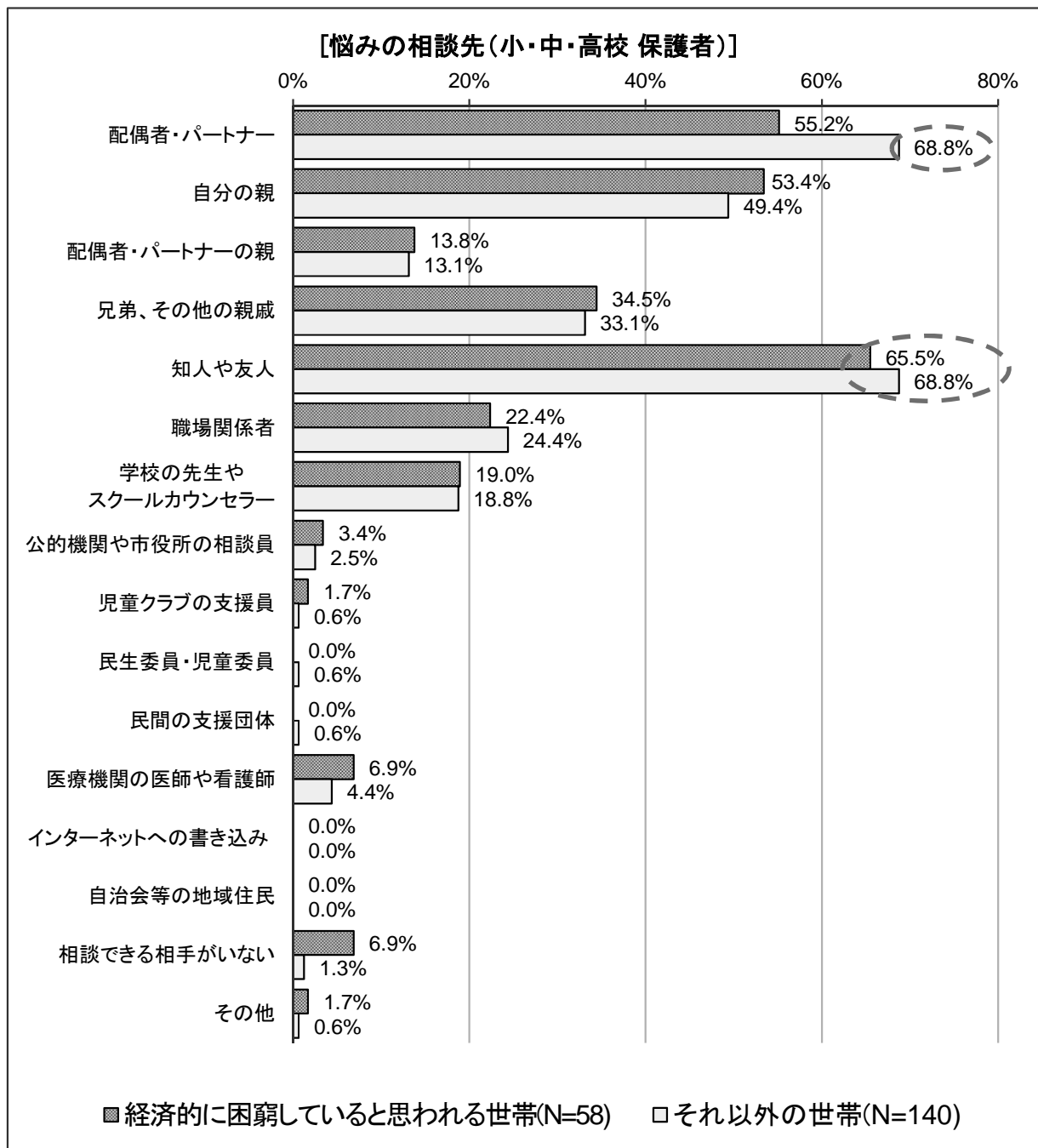
⑩ 保護者の悩み・相談先について

※文中の（ %： %）は、（経済的に困窮していると思われる世帯：それ以外の世帯）の数値を表しています。

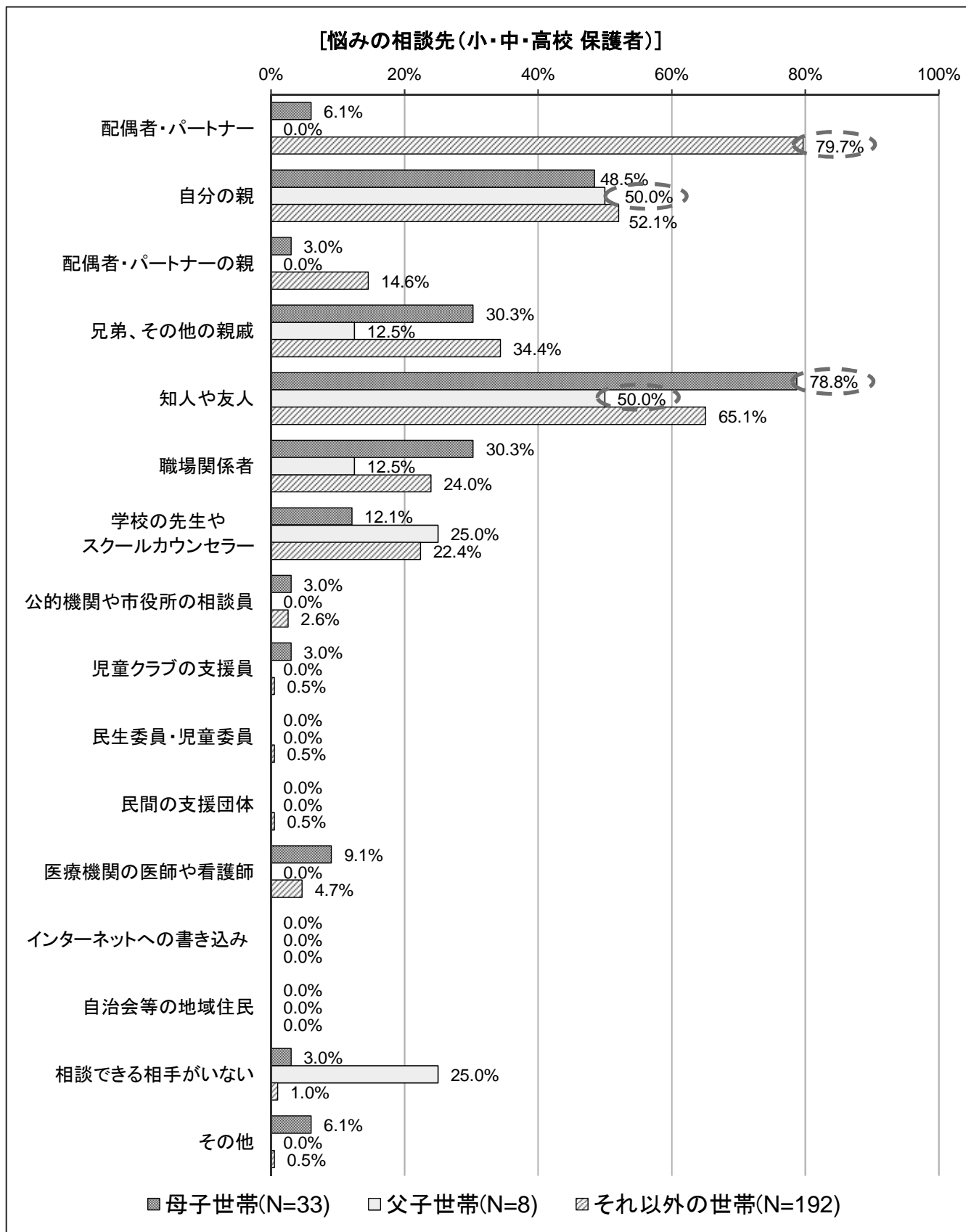
子どものことで悩んでいることとしては、小・中・高校生の保護者においては、「学習・進路について」が最も多くなっています（53.4%：56.6%）。経済的に困窮していると思われる世帯については、「しつけや生活習慣について」や「教育費について」と回答した割合がそれ以外の世帯に比べ高くなっています。未就学児の保護者においては、経済的に困窮していると思われる世帯は「しつけや生活習慣について」が最も多く54.8%、それ以外の世帯は「特に悩みはない」が最も多く、44.4%となっています。



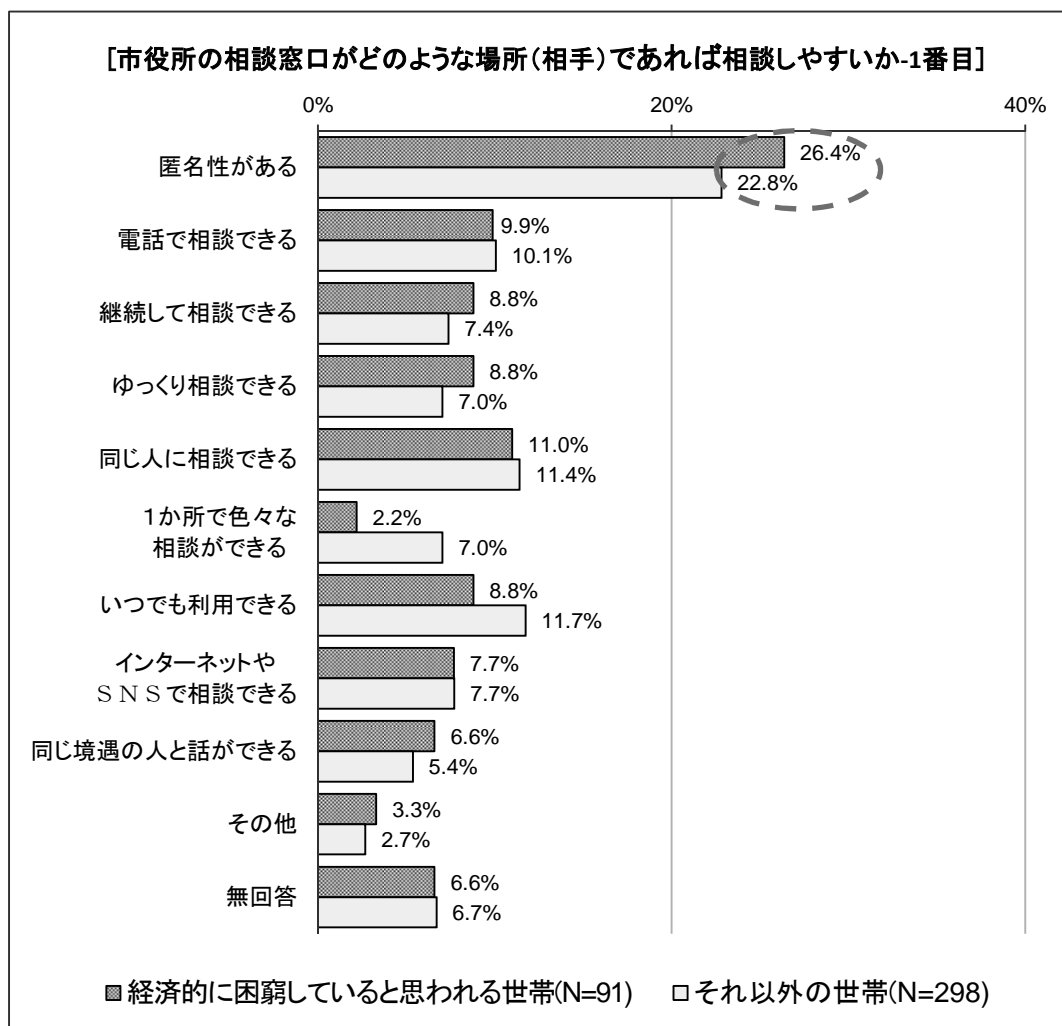
悩みの相談先については、小・中・高校生の保護者においては、経済的に困窮していると思われる世帯は「知人や友人」が最も多く（65.5%）、それ以外の世帯は「配偶者・パートナー」、
「知人や友人」が最も多くなっています（68.8%）。



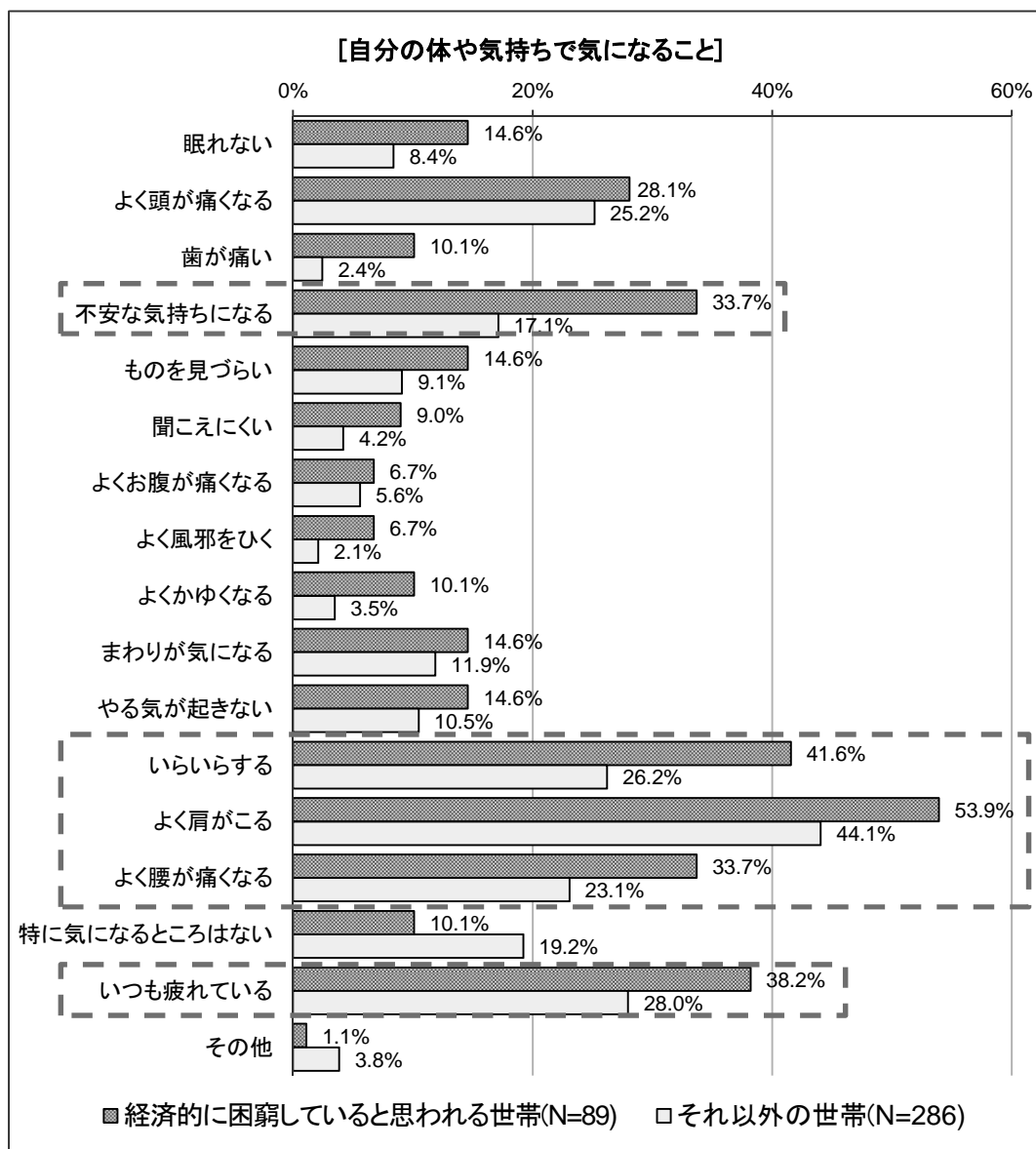
悩みの相談先について世帯類型別に見てみると、母子世帯では「知人や友人」が最も多く（78.8%）、父子世帯では「知人や友人」（50.0%）と「自分の親」（50.0%）が最も多い結果となっています。



相談しやすい市役所の窓口については、「匿名性がある」が最も多くなっています（26.4% : 22.8%）。



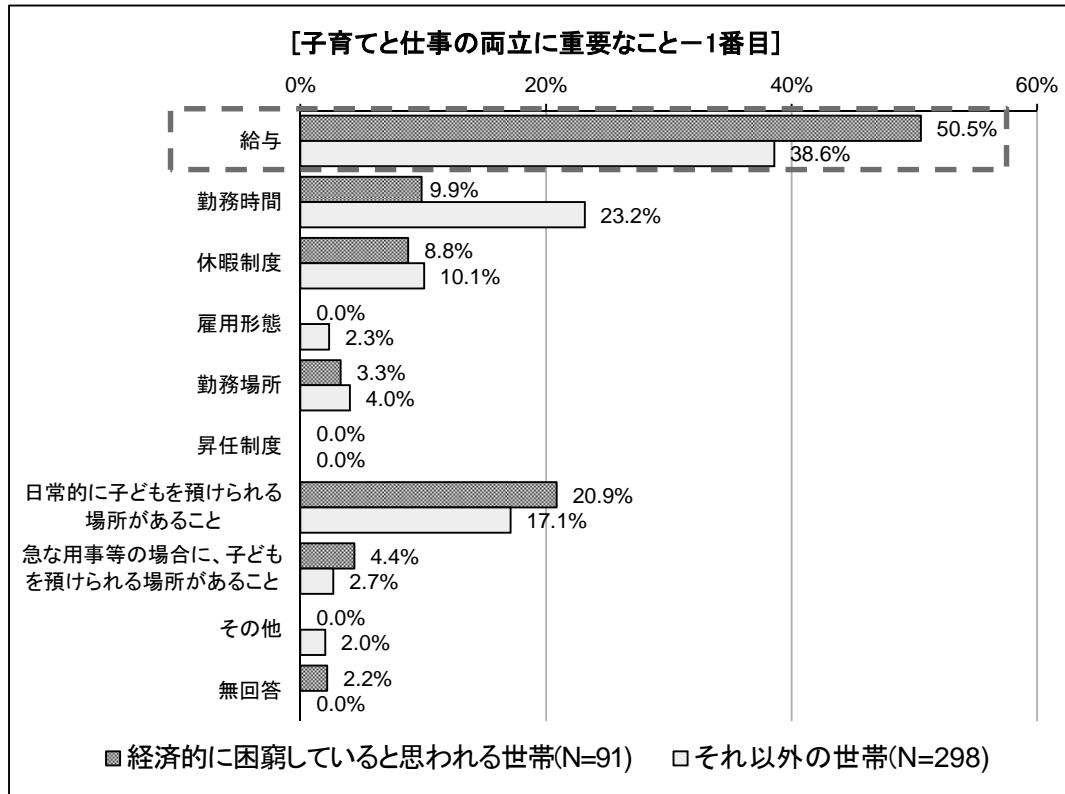
保護者の体や気持ちで気になることについては、「よく肩がこる」「いらいらする」「不安な気持ちになる」などの不調を訴えるほとんどの項目で、経済的に困窮していると思われる世帯の方が回答率が高くなっています。一方、「気になるところはない」とする回答については経済的に困窮していると思われる世帯よりそれ以外の世帯の方が回答率が高くなっています。



⑪ 必要な支援について

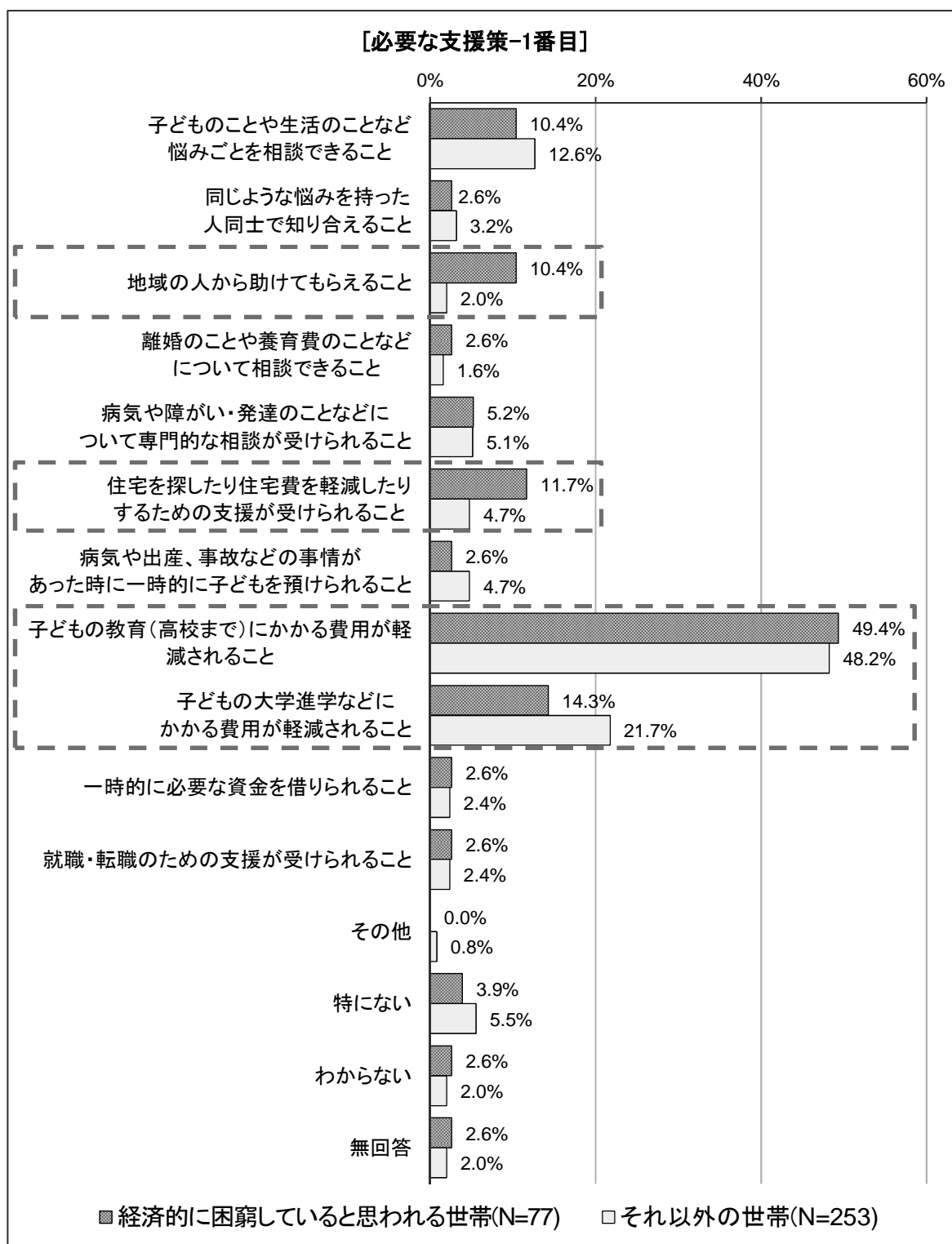
※文中の（ %： %）は、（経済的に困窮していると思われる世帯：それ以外の世帯）の数値を表しています。

子育てと仕事の両立に重要なこととしては、「給与」が最も多くなっています（50.5%：38.6%）。



必要だと思う支援策としては「子どもの教育（高校まで）にかかる費用が軽減されること」（49.4%：48.2%）、「子どもの大学進学などにかかる費用が軽減されること」（14.3%：21.7%）とする回答の割合が高くなっています。

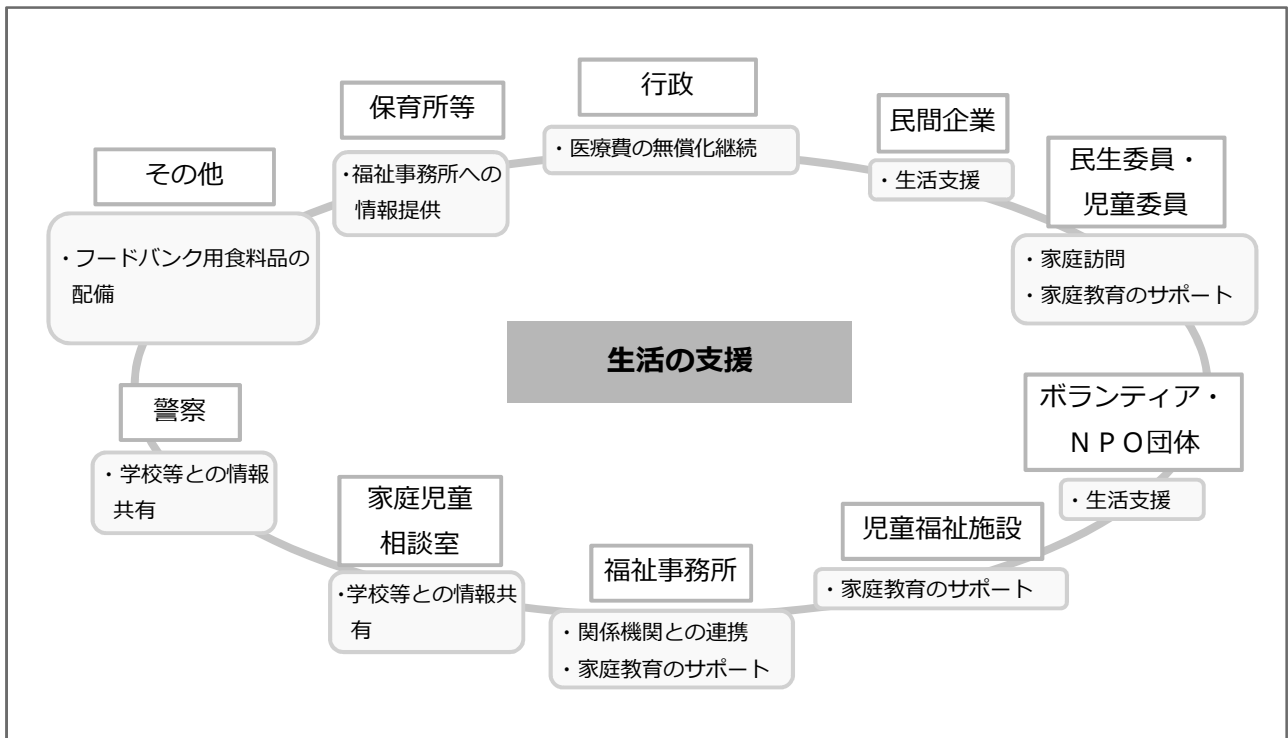
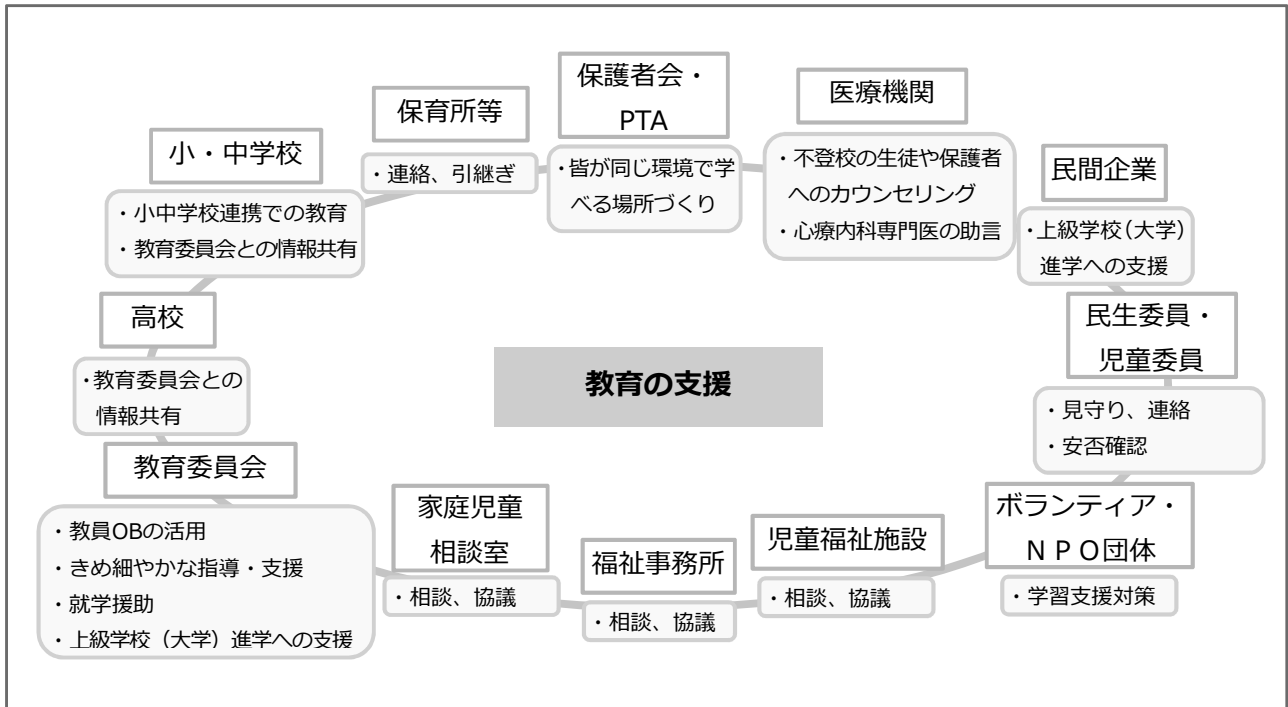
また、経済的に困窮していると思われる世帯では「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」（11.7%：4.7%）、「地域の人から助けられること」（10.4%：2.0%）について、それ以外の世帯との差が大きくなっています。

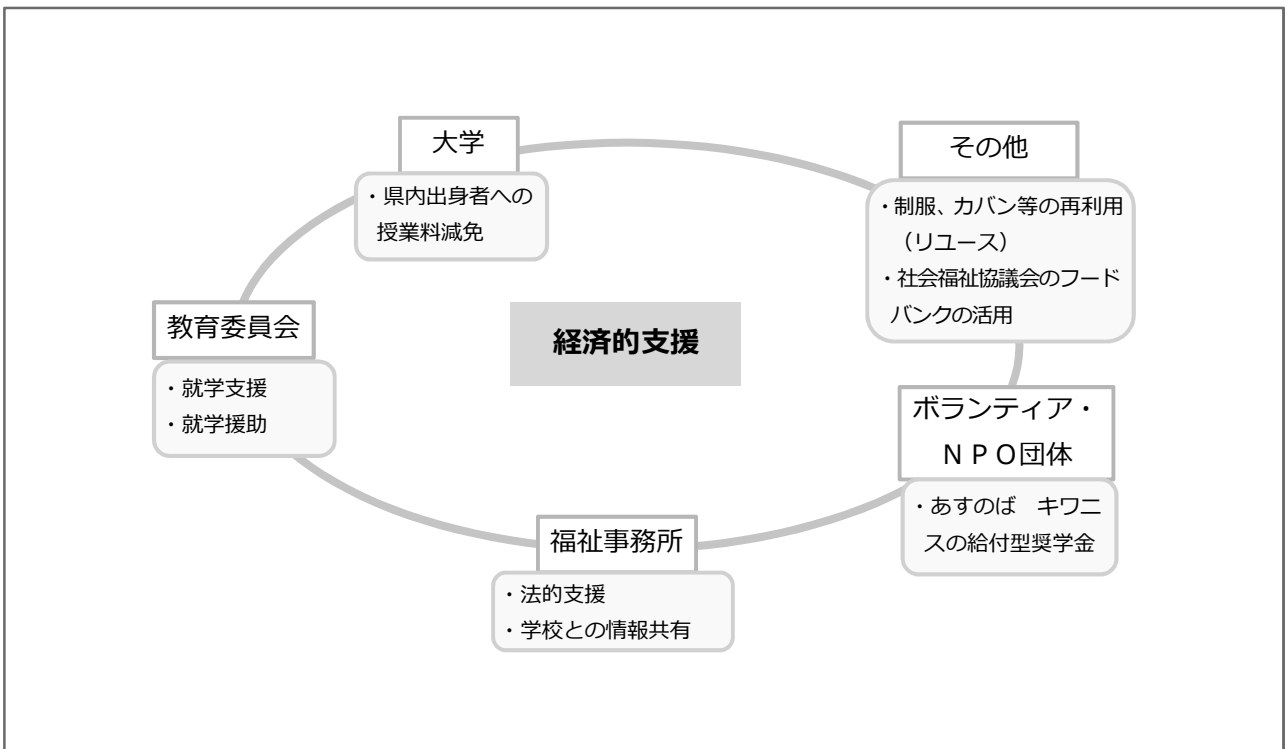
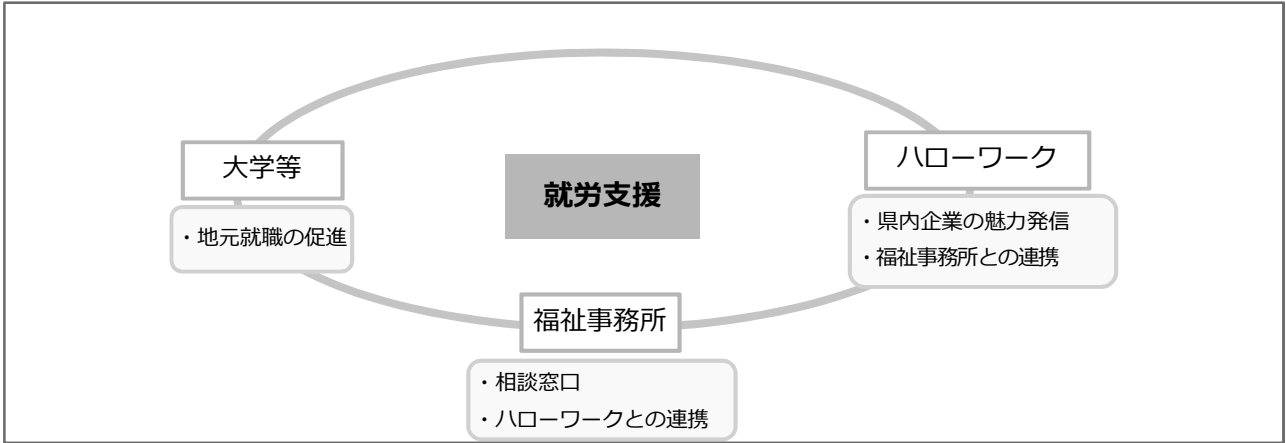


3. 支援者ヒアリング調査結果

(1) 連携による望ましい支援体制のあり方

現状の活動と、今後必要になるとと思われる各主体の望ましい役割について意見をいただきました。それを国の大綱で示す4つの柱ごとにまとめました。





(2) 関係機関から寄せられた意見

■ 主な意見

子どもの貧困は外から見ただけでは中々発見できにくいものではあるが、少しでも子どもたちをより良い環境で将来に向けて成長していける社会をつくることが重要だと思う。

そのためには行政や支援団体・民間企業などと連携を深めていかねばならないと思う。

所得などの特定の要件を満たせば、小中学校入学時に支援金制度を設けると、困難な保護者への対策が行われると思う。また、給食費などの月々の支払いについても、補助があると、一般的な家庭との格差が是正されると思う。

- ・ 制服の再利用ができる支援
- ・ Uターン者など頼れる方（親、親類等）がいない方のための支援
- ・ 実家が遠方であり、祖父母がいない場合の支援 ・ ファミサポ
- ・ 高齢者の施設内に子ども向け施設の併設 ・ 子ども向けショートステイ

- ・ 情報を正確に家庭や保護者に伝えることが重要となる。
- ・ 既存の施設を積極的に利用し、経済効果を高め、串間市全体が活性化することが大切だと思う。
- ・ 相談するところがあることを、もっと広く情報提供していく必要がある。市のどこに相談すればよいのか、具体的なことを知らない保護者や教員は多い。宮崎子ども商店等は、実際に対象となる生徒が出てから知った。
- ・ 子どもが自らSOSを出せる場所が必要ではないか。

3つの対策が必要ではないかと考える。長期的対策として、雇用の場の創設、一番大切に重要だと思う。中期的な対策としては、就業支援、特に母子家庭への就業支援は痒いところに手が届くくらいの支援を行う必要があると思う。上記2点は根本的対策として位置づけられることのように思う。そして短期的対策としてのセーフティネットの充実が必要となる。(昨今、このセーフティネット的対策のみが注目されがちで、違和感を感じている。)

(3) 子どもの貧困やその対策についての意見

■ 主な意見

一般的な家庭、裕福な家庭、貧しい家庭、それぞれ色々な事情があると思うが、子どもには何の責任もない。親の事情で満足な教育が受けられないことがないよう、金銭的な支援をもっと積極的に行ってほしい。

親が親としての自覚を持つことが大切だと思う。また、貧困対策にはお金が関わることが多くなり、学校だけの対策等が限られてくるため、関係機関が情報交換、情報共有しながら、今できる支援を考えて行かなければならないと感じる。

現在、保育園内での子どもたちには貧困な家庭は見当たらないが、以前、小学校のPTA活動を通して貧困家庭を目撃し、「正直今の時代にこのような家庭があるのか」と驚かされた。子どもたちにはなんの罪もないのに、親の考え方や育児において千差万別だと思う。周りの環境において変われるのは「ヒト」だけだと言われている。そのためにも私達大人が子どもたちにとって「よりよい環境」を与えていく必要性が大切だと痛感した。

相談窓口の案内周知や相談員の専門性が重要となってくる。また、支援等で子どもの年齢層に応じた相談窓口の体制が必要だと思う。

- ・ 1～3歳 保育園
- ・ 3～6歳～小学～中学～高校の流れの節目で生活保護者にならないよう継続的な相談体制
- ・ 部活費用等の経済的な支援

困っている家庭（子ども）がいる場合、主体となって連絡・調整にあたる機関はどこになるだろうか。フローチャートなど、行動計画の中に盛り込み周知していくことが解決の手始めではないかと思う。



4. 現状から見える本市に必要とされる取組

今回の調査結果から把握できた実態を踏まえ、国の大綱で定める、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を4つの柱として、経済的な問題のみならず子ども・子育て世帯が必要とする支援を総合的に推進していくことが求められています。

(1) 教育に関すること

アンケート調査では、経済的に困窮していると思われる世帯やひとり親世帯において、経済的な理由から学習塾を利用していないという回答割合が高いことから、地域の実情に合わせて、勉強ができる環境を提供するなど、子どもの学びの支援体制づくりの必要があります。

また、進学希望について、経済的に困窮していると思われる世帯の期待値が低くなっており、保護者の学歴が子どもの将来の進学先への展望にも関係する傾向があります。

困難を抱える子どもたちが「学び」を通して自信や肯定感を高め、意欲と能力のある子どもが経済的な理由により進学を断念することがないように、学習や進学を支援する必要があります。

さらに、就学援助制度や奨学金制度に関する周知、理解が必ずしも十分ではないことがうかがえることから、就学援助が必要な児童生徒の保護者に対する援助が円滑に実施されるよう取り組む必要があります。

(2) 生活に関すること

アンケート調査では、悩みの相談先として「配偶者・パートナー」や「知人や友人」とする回答割合が高くなっており、市の相談体制として家庭児童相談員等による家庭児童相談室^{*1}や要保護児童に関する相談体制があるものの、相談先としては少なくなっていることから、保護者の自立支援に向けた切れ目のない施策の実施のために、より気軽に子どもの成育環境等に関する相談ができる体制づくりの必要があります。

また、あるとよいと思う子育てに関する情報として「子どもの遊び場や施設」とする回答の割合も高くなっており、学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所づくりが求められていることから、地域住民と協力・連携を図りながら、子どもの居場所づくりについての支援の必要があります。

経済的に困窮していると思われる世帯では、心身の不調を感じている保護者の割合が比較的高い傾向にあることから、健康状態の把握や療育面での支援を行う必要があります。

(3) 保護者の就労に関すること

アンケート調査では、経済的に困窮していると思われる世帯の母親の就業状況は、「正社員・正規職員」で働く割合が低く、パートタイムやアルバイト等の低賃金で不安定な非正規雇用で働いている割合が高いことから、これが「仕事による収入が少ない」等貧困につながっていくので、保護者が正規雇用により安定した収入を確保し、自立することで子どもの貧困が解消されるよう、関係機関と連携しつつ、様々な施策を行っていく必要があります。

* 1 家庭児童相談室：18歳未満の子ども及び保護者を対象に、家庭における子育ての悩みなどについて家庭児童相談員が専門的な相談に応じるため福祉事務所等に設置されている相談所。

(4) 経済的な負担に関すること

アンケート調査では、経済的に困窮していると思われる世帯やひとり親世帯の暮らし向きが、他の世帯と比較して厳しい状況にあることがうかがえ、子どもたちが安定した日常生活を送るため、経済的支援が必要とされる世帯には、手当等の助成とそれら制度のより一層の周知の必要があります。

(5) 支援体制に関すること

アンケート調査では、経済的に困窮していると思われる世帯の保護者には健康や住まいに不安を抱えている人が多くなっています。

関係機関等ヒアリングでは、包括的な相談や支援ができる体制づくりが必要とする意見がありました。

これらから、子どもへの支援を必要としている家庭に必要な支援を届けるためには、福祉部門での相談内容を支援につなげるとともに、子どもたちが通う教育現場が支援の必要な家庭（子ども）に気付き、福祉部門と一体となって関わることが重要であることから、福祉関係機関と教育、民間団体、地域における多様な関係機関が、課題の解決に向けて、より一層連携・協力する支援体制づくりの必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、市民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

市民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会の実現のために、基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

**すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける
社会の実現を目指して**



2. 基本方針

基本理念の実現のために、4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

基本方針1 教育の支援

子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。

貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、保育所および学校の体制整備と公的な支援を行います。また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないように、支援の充実を図ります。

基本方針2 生活・就労の支援

子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化がさらなる生活困難につながってしまう悪循環が見られます。

生活が困難な状況にある子どもを支援するため、必要な日常生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。

また、親子ともに健やかな生活を送ることができるよう、必要な経済的援助を行うとともに、保護者の就労支援を行うほか、子ども・若者に対しても就労への支援の充実を図ります。

基本方針3 経済的支援

様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。

本市においても、子育て、教育、医療などの支出に対して負担感や不安感を感じる人が多くなっています。

経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を推進します。

基本方針4 連携体制等の構築

子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。

子どものSOSに気づくため、地域全体で問題や困りごとを発見できる環境を整備します。また、関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげることができる体制を整備します。

3. 施策の体系

【基本理念】

**すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける
社会の実現を目指して**

<子どもの貧困に関する課題>

教育に関する課題

- ・子どもの学びの場
- ・奨学金制度の周知・理解促進

生活に関する課題

- ・学校や家庭以外での居場所

保護者の就労に関する課題

- ・正規雇用に向けた様々な支援

経済的負担に関する課題

- ・手当等の適切な助成と周知

支援体制に関する課題

- ・保護者の自立に向けた切れ目のない相談体制
- ・多様な関係機関の連携・協力する支援体制づくり

基本方針 1 教育の支援

- (1) 学校教育の充実
- (2) 学校を窓口とした福祉関係部門等との連携
- (3) 地域の人材を活用した学びの場づくり
- (4) 就学前教育・保育の充実
- (5) 就学支援の充実

基本方針 2 生活・就労の支援

- (1) 子どもたちの居場所づくり
- (2) 子どもの健康・生活への支援
- (3) 子どもへの就労支援の充実
- (4) 保護者の就労支援
- (5) 保護者の健康確保
- (6) 保護者の教育力の向上
- (7) 暮らしへの支援

基本方針 3 経済的支援

- (1) 生活を下支えする経済的な支援

基本方針 4 連携体制等の構築

- (1) 相談体制の整備・充実
- (2) 関係機関による連携強化・ネットワークの整備
- (3) 早期発見と必要な支援へのつなぎ
- (4) 子どもたちを応援する地域づくり

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本方針 1 教育の支援

◆施策の方向性

貧困の世代間連鎖を解消するために、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォーム^{*1}と位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域の人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、子どもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善充実を図ります。

さらに、教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

(1) 学校教育の充実

施策	内容	関係課
①学校教育による学力保障	基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る指導と学習習慣を身に付けさせる指導や自立した生き方ができるよう、基礎学力を保障する学校の取組を支援します。	学校政策課
②教職員に対する啓発	子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための研修会等を開催します。	学校政策課 福祉事務所
③キャリア教育に関する学習	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。	学校政策課
④乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、子どもの成長を切れ目なく支援します。	学校政策課 福祉事務所

* 1 プラットフォーム：あるものを動かすために必要な、土台となる環境のこと。

(2) 学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

施策	内容	関係課
①専門職の力を活用した相談体制の充実	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラー* ¹ やスクールソーシャルワーカー* ² 等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。	学校政策課
②学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育委員会、福祉事務所などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。	学校政策課 福祉事務所

(3) 地域の人材を活用した学びの場づくり

施策	内容	関係課
①多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。	福祉事務所 医療介護課

(4) 就学前教育・保育の充実

施策	内容	関係課
①就学前教育・保育の質の向上	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。	福祉事務所
②多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児保育、障がい児保育など保育サービスの充実に取り組みます。	福祉事務所

(5) 就学支援の充実

施策	内容	関係課
①就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、市広報やホームページの活用など市民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。	学校政策課
②高校生・大学生を対象とした就学の支援	奨学金の出願の資格を有する生徒に対し、「串間市奨学資金」などを活用して奨学金を貸与し、有能な人材の育成を図ります。	学校政策課

* 1 スクールカウンセラー：学校において児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、保護者や教職員に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士が当てられ、SCと略される。

* 2 スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族、友人、学校、地域への働きかけや、公的機関との連携といった福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などの他、教職や福祉の経験者が就く場合もある。SSWと略す。

基本方針 2 生活・就労の支援

◆施策の方向性

保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供を図るとともに、また、子どもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや、食育など成長段階に応じた切れ目のない支援を実施します。

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるために、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。

また、貧困の連鎖を防止するために、子どもに労働に対する意識を持たせ、就業相談等の就労支援に取り組みます。

(1) 子どもたちの居場所づくり

施策	内容	関係課
①放課後児童クラブ*1 の内容充実	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。	福祉事務所
②多世代交流の推進 (再掲)	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。	福祉事務所 医療介護課
③子どもが安心して過ごす場所や機会の提供	社会福祉法人などに対し、地域における公益的な取組として、保護者が家にいないときなど、子どもが安心して過ごす場所としてのフリースペースの提供を働きかけます。また、学習意欲と関係する自己肯定感の醸成を図るため、学校、家庭、地域などと連携し、様々な体験・交流活動の機会の提供に努めます。	学校政策課 生涯学習課 福祉事務所
④親子で過ごせる居場所づくり	親子が定期的集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。	福祉事務所

* 1 放課後児童クラブ：小学校の空き教室や児童館などで、小学校に就学している共働き家庭等の児童に放課後の適切な遊びや生活の場を提供する事業。

(2) 子どもの健康・生活への支援

施策	内容	関係課
①子どもの発育・発達の支援	すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えている子どもの支援の充実に取り組みます。	学校政策課 福祉事務所
②成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取組などを通して、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。	学校政策課 福祉事務所

(3) 子どもへの就労支援の充実

施策	内容	関係課
①キャリア教育に関する学習（再掲）	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。	学校政策課
②職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に、職場体験を実施します。	学校政策課
③子どもの就労支援	すべての子どもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供等に努めます。また、資格取得やキャリア相談など必要に応じて、職業訓練校や地域若者サポートステーション ^{*1} に関する情報提供を行います。	福祉事務所 商工観光スポーツランド推進課

(4) 保護者の就労支援

施策	内容	関係課
①保護者の就労支援	市内事業所就職相談窓口を設置し、市内事業所に関する情報提供を行います。また、ハローワークや県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供などを行います。	福祉事務所 商工観光スポーツランド推進課
②ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組みます。	福祉事務所

* 1 地域若者サポートステーション：働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う相談窓口。厚生労働省の委託により全ての都道府県に設置されている。愛称：「サポステ」。

(5) 保護者の健康確保

施策	内容	関係課
①保護者の健康面に対するの専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談を実施し、保護者の健康に関する不安を解消します。	医療介護課

(6) 保護者の教育力の向上

施策	内容	関係課
①保護者の教育力向上に対するの支援	子どもが心身ともに健やかに成長を遂げて行く上で、家庭での教育は重要な役割を果たすことから、保護者に向けた家庭教育の充実を図るため、家庭教育学級等の学習機会の提供をはじめ、家庭教育に関する情報や資料の提供を行うほか、保護者の悩みに対する相談事業等を行います。	学校政策課 生涯学習課 福祉事務所

(7) 暮らしへの支援

施策	内容	関係課
①相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	母子・父子自立支援員や家庭児童相談員など専門の相談員が随時相談に応じます。また、生活上の課題を抱える家庭に対し、養育支援訪問を実施し、必要に応じて関係機関へのつなぎや、家事支援・育児支援を実施します。	福祉事務所
②仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス* ¹)の実現に向けた取組	仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための普及・啓発活動に取り組みます。	総合政策課
③住まい確保のための支援	生活困窮世帯に対して、生活困窮者自立支援法の規定に基づく住居確保給付金を支給します。また、公営住宅法等に基づき、健康的で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で貸与するなど住居を確保するための支援に取り組みます。	福祉事務所 都市建設課

* 1 ワーク・ライフ・バランス：やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。この実現のための企業等の取組として、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワークなどの導入がある。

基本方針 3 経済的支援

◆施策の方向性

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。また、生活困窮世帯等に対して、医療費等の助成や、教育費、生活費等の減免により、経済的な支援を行います。

(1) 生活を下支えする経済的な支援

施策	内容	関係課
①子育て世帯への経済的な支援	子育ての経済的な負担を軽減するため、子どもの医療費の無償化、多子世帯の保育料の負担軽減などの支援に取り組みます。	福祉事務所
②ひとり親家庭への経済的な支援	各種手当等の支給やひとり親家庭の医療費の助成などに取り組みます。また、貸付金に関する相談や情報提供を行うとともに、臨時的・緊急的な場合は、必要に応じて、生活資金の貸付を行います。	福祉事務所
③生活に困難を抱えている世帯への経済的な支援	生活困窮世帯などに対して、関係機関と連携し教育資金などの貸付による支援を行います。また、低所得者世帯などが保育施設等を利用する際の保育料の負担軽減などの支援に取り組みます。	福祉事務所



基本方針 4 連携体制等の構築

◆施策の方向性

子どもの貧困対策には、貧困の状況にいる子ども、貧困の状況に陥る恐れのある子どもに対し、早期かつ一貫性があり、切れ目のない支援体制の確立が必要とされています。

国が示す3つの「つなぐ」^{*}と地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど、子どもの成長・発達段階に応じて、切れ目なく教育と福祉をつなぎ、関係行政機関、地域などもつなぐための支援体制を整備します。

※国が示す3つの「つなぐ」（「子供の貧困対策に関する大綱」より）

- ①子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぐ」
- ②教育と福祉を「つなぐ」
- ③関係行政機関、企業、自治会などを「つなぐ」

（1）相談体制の整備・充実

施策	内容	関係課
①総合的な児童虐待防止の推進	子ども家庭総合支援拠点 ^{*1} を設置し、子どもの虐待対策の総合相談窓口とし、学校、関係行政機関、地域企業、NPO ^{*2} 、自治会その他関係者と連携強化します。また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会 ^{*3} において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するほか、養育支援訪問事業を活用し、適切な支援を行います。	福祉事務所
②妊娠期からの切れ目のない支援	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを整備します。	福祉事務所
③相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。	福祉事務所

* 1 子ども家庭総合支援拠点：管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、福祉に関する必要な支援業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図る拠点。

* 2 NPO：non-profit organizationの略。営利を目的とせず社会的活動を行う民間の団体。

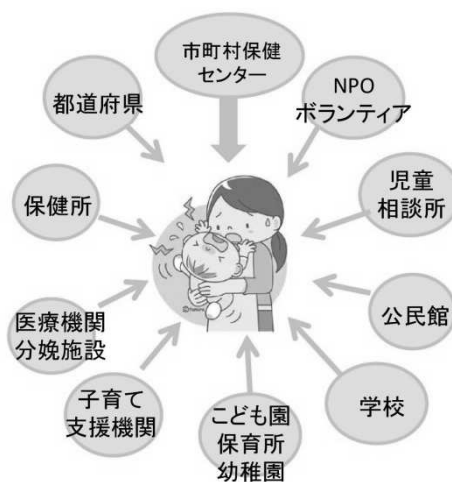
* 3 要保護児童対策地域協議会：虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見をし、適切な支援を提供すること及び児童虐待の予防を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。

■子育て世代包括支援センターのイメージ

子育て世代包括支援センター事業とは、妊娠期から子育て期までの子どもとその保護者の実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健と子育て支援の一体的な提供を通じて、地域の特性に応じた切れ目のない支援を提供する体制のことで、国では、平成32年度までにすべての市町村に設置することを求めています。

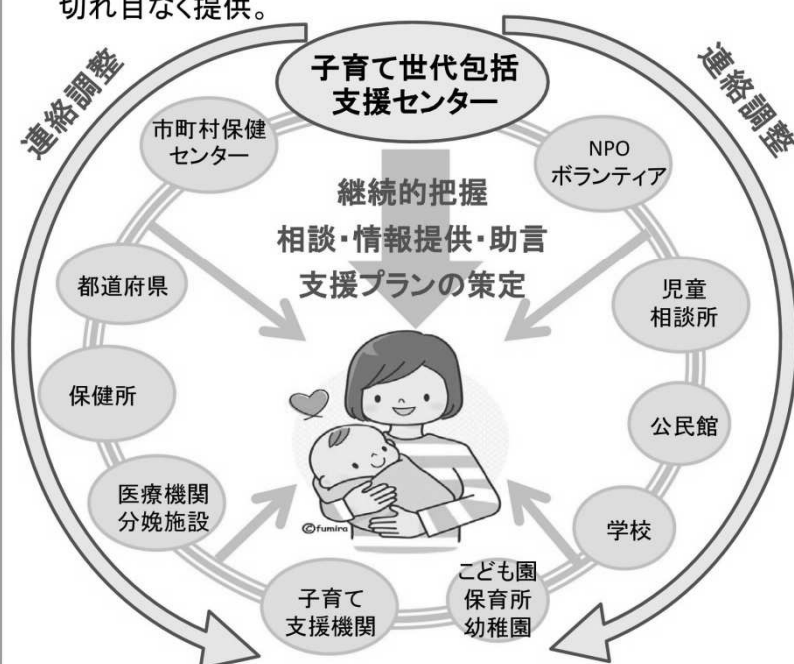
○既存の体制

- ・関係機関は多いが、個別の対応となっている。
- ・必要な支援が、必ずしも切れ目なく提供できていない。



○子育て世代包括支援センターの開始後

- ・関係機関の連絡調整。
- ・全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要な支援を切れ目なく提供。



資料：厚生労働省

(2) 関係機関による連携強化・ネットワークの整備

施策	内容	関係課
①地域ネットワーク体制の整備	すでにある多様な相談体制や機関の充実を図るとともに、串間市内の関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークを整備します。	福祉事務所
②福祉部門と教育委員会・学校などとの連携強化	子育て支援センターの充実や、スクールソーシャルワーカー等の活用を図り、学校と福祉関係部門などの連携・協働を推進し、貧困・虐待など、子どもを取り巻く環境の調整・改善に取り組みます。	福祉事務所 学校政策課

(3) 早期発見と必要な支援へのつなぎ

施策	内容	関係課
①母子保健施策における早期発見	保健師による妊産婦訪問、母子保健推進員によるこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査を通して、支援を必要とする母子の早期発見に努め、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	福祉事務所
②乳幼児期から学齢期までのあらゆる機会を通じた早期発見	保育施設等や学校、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター ^{*1} などのあらゆる機関において、子どもの様子や保護者との関わりから家庭や子どもが抱える課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに関係機関への紹介やつなぎを行います。	学校政策課 福祉事務所
③家庭児童相談室での早期発見	保護者からの相談を通して、子どもや家庭の課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	福祉事務所
④地域との連携による早期発見	自治会長、民生委員・児童委員、地域の事業所、社会福祉施設などの地域による支え合いの形をつくります。また、社会福祉協議会と協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて、支援が必要な家庭や子どもを早期発見し、生活支援や福祉制度へつなぎます。	福祉事務所

* 1 地域子育て支援センター：国の事業として創設された、子育て支援のための地域の総合的拠点。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。

(4) 子どもたちを応援する地域づくり

施策	内容	関係課
①地域資源の掘り起こしと育成	関係機関と連携・協力し、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートする体制を整備します。	総合政策課 福祉事務所
②地域・民間の力を発揮する仕組みづくり	民間と連携・協力し、生活困窮世帯などに対して食料や衣類などの生活用品等を無料で提供または貸出を行う仕組みを支援します。	福祉事務所
③身近な地域での声かけ	社会福祉協議会と連携・協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて声かけを行い、生活困窮世帯の孤立を防ぎます。	福祉事務所
④市民への啓発	広く市民等に対し、情報の発信や、セミナー等を開催するなど、みんなで子育て家庭や子どもたちを応援する気運を高めます。	福祉事務所
⑤多世代交流の推進 (再掲)	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。	福祉事務所 医療介護課



第5章 計画の成果指標

第5章 計画の成果指標

1. 子どもの貧困に関する指標・目標

本計画では、4つの基本方針における施策を推進することにより、基本理念である「すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して」を達成することを目指します。そのため、施策の成果指標を設定し、指標の達成に向けて施策を着実に推進し、計画の管理・評価を行います。

No	指標	単位	現況値 (H29)	目標値 (H34)	備考
1	子どもの居場所となる地域の交流拠点数	箇所	－	6	
2	延長保育実施箇所数	箇所	12	12	
3	一時預かり実施箇所数	箇所	12	12	
4	病児保育実施箇所数	箇所	2	2	
5	就学援助制度に関する周知 (入学時)	%	100	100	
6	就学援助制度に関する周知 (進級時)	%	100	100	
7	奨学資金制度活用世帯数	世帯	2	4	現況値については、H28 年度実績
8	放課後児童クラブ実施箇所数	箇所	9	9	
9	フリースペースの整備	箇所	1	↗	
10	乳児家庭全戸訪問の訪問割合	%	100	100	
11	生活保護受給者等における就労・自立に向けた相談件数	件/年間	21	45	現況値については、H28 年度実績
12	自立支援教育訓練給付・高等職業訓練促進給付金受給者数	人	1	3	現況値については、H28 年度実績
13	広報紙等による市民への周知	回	－	2	
14	生活困窮世帯に対して、食料の提供等の支援を行う団体数	団体	2	↗	
15	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	%	100	100	現況値については、H28、29年度ともに該当がないためH27 年度実績
16	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	%	66	0	現況値については、H28、29年度ともに該当がないためH27 年度実績

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画内容の周知

本計画の推進にあたっては、関係部署が子どもの貧困対策を意識した施策・事業の実施を図れるよう、全庁的に意識の共有を図ります。

また、子どもの貧困対策の推進に向けた方向性や具体的な取組を示す本計画の概要版の作成、広報や市ホームページなどにより広く公表し、子どもの貧困対策への機運を高めます。

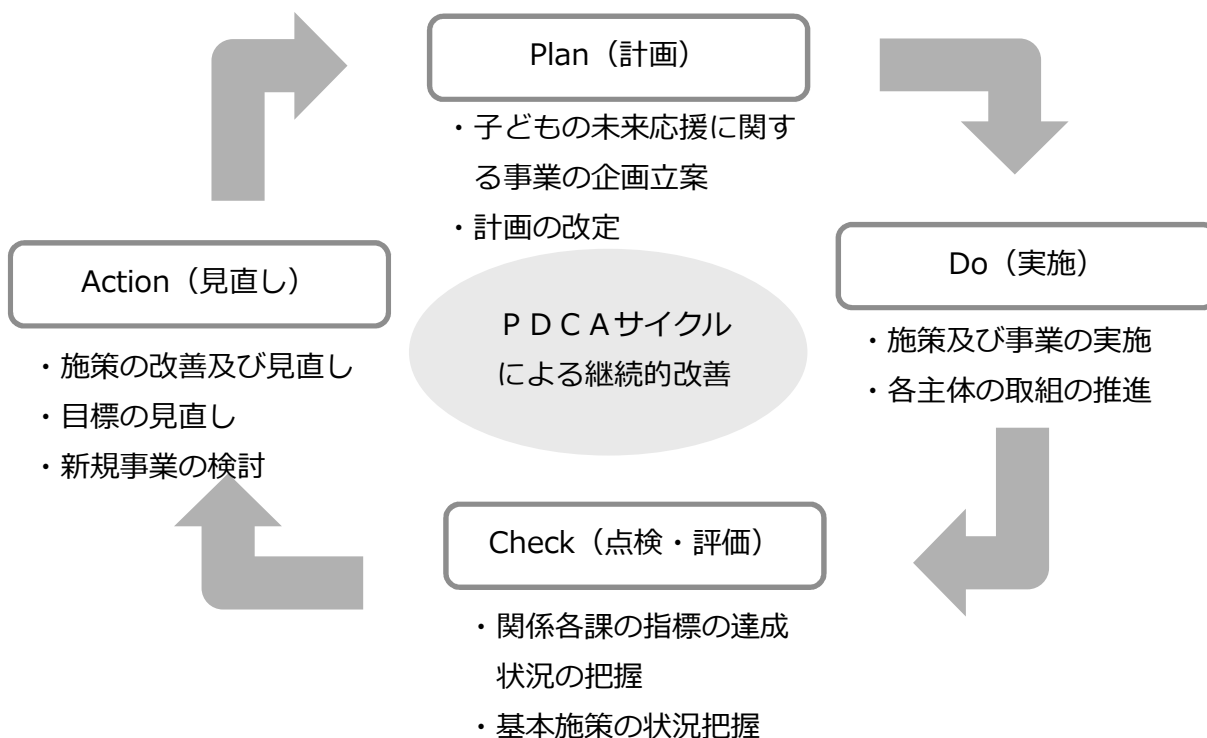
2. 地域の連携による計画の推進

子どもの貧困や貧困の連鎖を防ぐためには、行政だけではなく、様々な支援主体との連携や協力体制の構築が重要となります。

そのため、関連する行政機関、学校、地域、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、自治会、事業所、その他の関係機関・団体等と協力関係を構築し、取組を進めます。

3. 計画の進捗管理

本計画の施策や事業等について「(仮称) 串間市子どもの未来応援庁内推進会議」において、定期的実施状況を確認し、計画の進捗管理及び検証、評価を行います。その結果、法律、大綱の見直し状況や国等の動向を踏まえて、見直しを検討します。



* 1 PDCAサイクル：業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

資料編

1. 串間市子どもの未来応援会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の基本理念にのっとり、本市の子どもの貧困対策等を総合的に推進し、子どもたちの発達・成長段階に応じて支援を切れ目なくつなぐ地域ネットワークを形成するため、串間市子どもの未来応援会議（以下「会議」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議検討を行う。

- (1) 子ども及び保護者を取り巻く生活環境の実態把握並びに子育てサービスのニーズ調査の結果に関すること。
- (2) 串間市子どもの未来応援推進計画の策定、変更等の協議に関すること。
- (3) 地域ネットワークの形成、社会資源の創出等の支援方策に関するシステムの構築及び実践に関すること。
- (4) その他子どもの貧困対策等に関すること。

(組織)

第3条 会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱・任命する。

- (1) 子どもの貧困対策に関連する事業に従事する者
- (2) 子どもの貧困対策に関して学識及び経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 会議の委員及び委員であった者は、会議で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月20日から施行する。

2. 串間市子どもの未来応援会議委員名簿

職名	所属	役職	氏名
会 長	串間市民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	中村 省吾
副会長	串間市福祉事務所	所長	河野 博彦
委 員	串間市PTA協議会	会長	中村 春貴
委 員	串間支会校長会	会長	久保田 卓
委 員	串間市立串間中学校	校長	吉松 俊彦
委 員	宮崎県立福島高等学校	校長	川越 淳一
委 員	串間市保育会	会長	岡 留 浩
委 員	幼保連携型認定こども園こぼと幼稚園	園長	岩下 斌彦
委 員	日南公共職業安定所	雇用指導官	間野 慶子
委 員	串間市母子寡婦福祉連絡協議会	母子部長	丸井 智子
委 員	串間市学校政策課	課長	野辺 幸治

3. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、実態調査を実施し、当事者や支援者の方の意見等を基礎資料として活用しました。

また、串間市子どもの未来応援会議を3回開催し、委員の方々から意見をいただき本計画素案を策定しました。

(1) 串間市子どもの未来応援会議の開催

串間市子どもの未来応援会議においては、学識経験を有する者、保育・教育・福祉関係者、関係行政機関等に委員を委嘱し、計画内容について協議いただきました。

日 時		協議内容
第1回	平成29年12月21日（木）	・計画策定の概要について ・アンケート調査結果について ・経済的に困窮していると思われる家庭の現状について
第2回	平成30年1月24日（水）	・現在実施している支援について ・今後必要と思われる支援等について ・連携による支援体制のあり方について ・市としての対策について
第3回	平成30年2月13日（火）	・計画の協議・承認 ・計画の推進について など

(2) アンケート調査の実施

	子ども調査	保護者調査
調査対象者	市内の小学6年生・中学3年生・高校2年生とその保護者全員	未就学児の保護者
調査方法	学校を通じた直接配布・回収	郵送による配布・回収
調査期間	平成29年10月17日～ 平成29年10月26日	平成29年10月17日～ 平成29年11月2日
回収結果	配布数：333件 回収数：277件 (有効回収率83.2%)	配布数：500件 回収数：188件 (有効回収率37.6%)

(3) パブリックコメントの実施

本計画は、平成30年3月1日から平成30年3月15日にパブリックコメントを実施しました。

串間市
子どもの未来応援計画
平成30年度～平成34年度

平成30年 3月

発行 串間市 福祉事務所

〒888-0001

宮崎県串間市大字西方9365番地8

電話(0987)-72-1123
